

令和5年9月15日

入札公告（建設工事）

分任契約担当官
陸上自衛隊留萌駐屯地
第346会計隊長 松島 聡

次のとおり一般競争入札を行う。（政府調達協定対象外）

1 工事概要

- (1) 工事名 #5 隊舎内部改修工事
- (2) 工事場所 北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地 陸上自衛隊留萌駐屯地
- (3) 工事内容 仕様書のとおり
- (4) 工期 令和6年3月22日
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」又は「管工事」で級別の格付けを受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る等級が「D」以上又は「管工事」に係る等級が「B」以上であること。
- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本工事と同様の実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出費比率が20%以上のものに限る。）
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）

を当該工事に専任で配置できること。

ア 建築一式又は管工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。

イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有するものである(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有するものである。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 北海道内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部署

ア 入札に関する事項

〒077-0015 北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地

陸上自衛隊留萌駐屯地 第346会計隊 担当 小松

TEL 0164-42-2655 (内線746)

FAX 0164-42-2655 (内線408)

イ 仕様書等に関する事項

陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊管理科 津村

TEL 0164-42-2655 (内線319)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年9月15日～令和5年10月13日午後5時まで

イ 交付要領 本公告に添付

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年9月26日午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る。)もしくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年10月11日午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送等する。

郵便等による場合は「#5隊舎内部改修工事入札書在中」及び「工事費明細内訳書」と明記し、それぞれの封筒を1つに入れ、入札担当者へ電話にて到達の確認を行うこと。

提出期限に遅れた入札書及び工事内訳明細書は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加できる。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月13日 午前9時30分

イ 場所 陸上自衛隊留萌駐屯地 談話室

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金：免除。(但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)
- (3) 契約保証金は免除(但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。)また、契約者は金融機関もしくは保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券を提出すること。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
 - エ 入札金額、入札者(委任された者も含む)の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - オ 入札書の提出期限に遅れた者による入札
 - カ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書(入札及

び契約心得参照)

キ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合本公告で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 契約書の要否

要

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

現地確認等を希望する者は、上記3(1)に申し出る。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出すること

ができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は、入札説明書による。

5 公告掲示場所

(1) 掲示場所 陸上自衛隊留萌駐屯地、陸上自衛隊札幌駐屯地、陸上自衛隊旭川駐屯地、
留萌商工会議所

(2) 北部方面会計隊ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

(3) 掲示期間：令和5年9月15日～令和5年10月13日

仕様書

- 1 工事件名： #5 隊倉内部改修工事
 2 工事場所： 留萌市桑ヶ丘町1丁目6番地 陸上自衛隊留萌駐屯地内 #5 隊倉
 3 工事概要
 (1) 換気室 ⇒ 換気室・乾燥室へ改修 1式
 (2) 洗濯室 ⇒ 洗濯室・乾燥室、脱衣室、浴場へ改修 1式
 (3) 居室 ⇒ 内装補修・壁紙張 1式
 (4) 既存建具へ電子錠取付 1式
 (5) 電気・機械、防災設備工事 1式
 (6) 撤去工事 1式
 (7) 各種倉庫へへの届け出等事務手続き

事項

- (1) 総則
 本仕様書は、陸上自衛隊留萌駐屯地において実施する「#5 隊倉内部改修工事」において必要な事項を制定する。本仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編、電気設備工事編、電気設備工事編）（建築工事編・機械設備工事編）（それぞれ最新版）に基づき実施に施工する。
- (2) 現場代理人
 本工事にあたり請負者は工事の責任者を定め常駐させ、工事に必要な書類等の手続及び行為を速やかに行うものとし、自らを含め作業員に顔指図遵守の徹底を図るものとする。
- (3) 現場管理
 工事現場は常に諸材料の整理整頓、その他清掃等を行い、火災等の事故防止に努める。
 工事現場の出入口及び危険性のある場所には、危険表示などの処置を行う。
 その他他部隊の諸規則、指示に従い滞りなく行う。
 必要以上の箇所に損害を与えてはならない。損害を与えた場合は請負業者の責任において原形に復する。
- (4) 疑義等
 本仕様書及び図面との内容に相違がある場合、明示のない場合又は疑いを生じた場合にはすべて監督官と協議する
- (5) 経費の変更
 施工に際し、現場の取組み、取り合わせ等のために位置又は工法を変えたことによる、数量の増減等軽微な変更する場合は、請負金額及び工期の変更はしない。
- (6) 材料
 本工事項の材料仕様は本仕様書に定めるところに従うものとし、これらに定めがない事項については監督官と協議する。
 JIS以外のものはJISと同等以上であることの証明書等を請負業者の負担において提出する。
 請負者は本工事項の特性、必要とされる強度、耐久性、振動の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進し、それにより材料を変更する場合は、監督官と協議する。
- (7) 材料検査
 本工事に使用する材料は、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
- (8) 安全管理
 労働安全規則の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止を図るものとする。
- (9) 写真
 工事写真は着工前、主要な工事段階、完成後及び応べい箇所、その他監督官の指示する箇所とし、A4-S版に整理し提出する。
- (10) 提出書類
 施工に先立ち、実施工程表を作成し監督官の承認を受ける。その他の提出書類は監督官の指示に従い提出する。請負者は情報漏洩防止について責任をもって徹底する。この際、関係書類・図面等の作成等を行うPC・電子記憶媒体の管理を適正に行い、ファイル交換ソフトウェアインストールしてはいけないものを使用する。
- (11) 電気・水道
 本工事に関する電気・水道等は、請負業者の負担において準備する。
- (12) 発生材料
 金属類は監督官の指定する場所に運搬・集積し、発生材料書を作成。監督官へ提出する。
 産業廃棄物は廃棄表に廃棄品名等に基づき適切に処分し、処分完了後、監督官へ産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出する。

工事関係者以外不許複製

件名	#5 隊倉内部改修工事				図番	1 / 32
種別	仕様書 ①				縮尺	N/S
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	管財係長	電気係長	給排水係長
木工係長	木工係長		木工係長		木工係長	
計	計		計		計	
40	40		40		40	

令和5年 7月20日

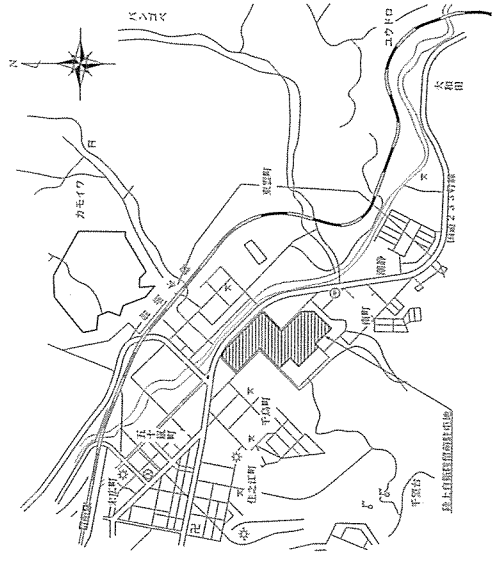
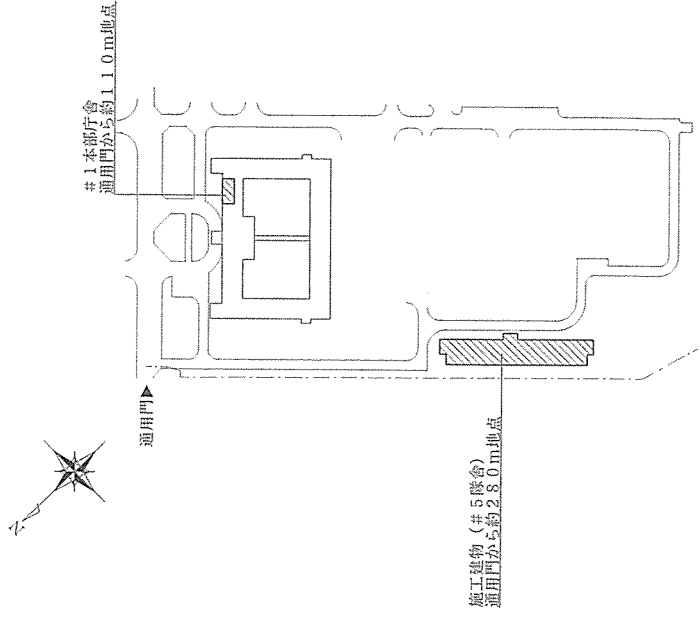
事項	項目	事項	項目
4 一般共通事項	(13) 後片付け	工事完了後は、現場の後片付け・清掃を確実にを行う。	
	(14) 保証期間	工事完成後、工事範囲における保証期間は1年間とし、本工事で使用した部品等については、メーカーの保証による。	
	(15) 検査	本工事後、仕様書及び図面などに基づき、請負業者・監督官が立会いの上、検査官が指定した日時に行い、検査官の合格をもって完成とする。	

5 特記事項	(1) 仮設工事	本工事に伴う仮設の設置、撤去等については、施工場所以外への粉塵・撤去材等の飛散防止に万全の注意を払う。		
	(2) 防水工事	シーリング材の種類は、JIS A 5758（建築用シーリング材）で接着体に応じたものを使用する。		
	(3) 木工事	使用する材料はJIS規格品の松、杉又は同等品以上とする。 床組（龍床システム）は下記に示したもの、又は同等品以上とする。	参照メーカー	備考
		品名	規格	備考
		標準支持脚	LC9305M20	付属品含む
		システム根太	SK7/JN60（一般壁面用・出入口等用）	ホルムアルデヒド；F☆☆☆☆タイプ
	システム根太	SK7/JN30（出入口等用）	三洋工業㈱	
	パーテイルボード	Jパスルボード（厚20mm）		
※細部についてはメーカー仕様による。				
(4) 金属工事	ステンレスの表面仕上げはヘアライン仕上げとする。 軽量鉄骨天井下地材はJIS A 6517、野縁の種類は19形（内部）とする。 軽量鉄骨壁下地材はJIS A 6517、種類は65形（ボート両面型）、スタッド間隔は300mm程度とする。			
(5) 建具工事	屋内アルミニウム製建具の表面処理はBC-1種とする。 内部樹脂製建具は内窓リフトフォーム用を使用する。			
(6) 塗装工事	鋼製建具は現場にて実測・採寸を行い体裁よく取り付ける。 施工の際は現場にて実測・採寸を行い体裁よく取り付ける。 建具に使用するガラスはJIS規格品とし、ガラスとめ材はシーリングとする。			
(7) 内装工事	使用する材料はJIS規格品とする。 ボート下の床地ごしえの種類はB種とし、EP-G塗装の種類はB種とする。 モルタル面及びコンクリート面の床地ごしえはそれぞれB種とする。 NAD塗装の種類はB種とする。 本工事項の床量鋼製建具及び鋼製建具の錆止めはB種とし、SOP塗装の種類はB種とする。	種類	厚さ	
	施工場所	種類	厚さ	
	天井（浴室など）	ケイ酸カルシウム板	6.0mm	
	天井（居室）	化粧石膏ボード	9.5mm	
	壁（浴室など）	ケイ酸カルシウム板	8.0mm	
	壁（室内側廊下など）	強化石膏ボード	18+18mm	
		ケイ酸カルシウム板	8.0mm	
	壁（廊下など）	強化石膏ボード	21+21mm	

4	一般共通事項	(13) 後片付け	工事完了後は、現場の後片付け・清掃を確実にを行う。
4	一般共通事項	(14) 保証期間	工事完成後、工事範囲における保証期間は1年間とし、本工事で使用した部品等については、メーカーの保証による。
4	一般共通事項	(15) 検査	本工事後、仕様書及び図面などに基づき、請負業者・監督官が立会いの上、検査官が指定した日時に行い、検査官の合格をもって完成とする。
5	特記事項	(1) 仮設工事	本工事に伴う仮設の設置、撤去等については、施工場所以外への粉塵・撤去材等の飛散防止に万全の注意を払う。
5	特記事項	(2) 防水工事	シーリング材の種類は、JIS A 5758（建築用シーリング材）で接着体に応じたものを使用する。
5	特記事項	(3) 木工事	使用する材料はJIS規格品の松、杉又は同等品以上とする。 床組（龍床システム）は下記に示したもの、又は同等品以上とする。
5	特記事項	(4) 金属工事	ステンレスの表面仕上げはヘアライン仕上げとする。 軽量鉄骨天井下地材はJIS A 6517、野縁の種類は19形（内部）とする。 軽量鉄骨壁下地材はJIS A 6517、種類は65形（ボート両面型）、スタッド間隔は300mm程度とする。
5	特記事項	(5) 建具工事	屋内アルミニウム製建具の表面処理はBC-1種とする。 内部樹脂製建具は内窓リフトフォーム用を使用する。
5	特記事項	(6) 塗装工事	鋼製建具は現場にて実測・採寸を行い体裁よく取り付ける。 施工の際は現場にて実測・採寸を行い体裁よく取り付ける。 建具に使用するガラスはJIS規格品とし、ガラスとめ材はシーリングとする。
5	特記事項	(7) 内装工事	使用する材料はJIS規格品とする。 ボート下の床地ごしえの種類はB種とし、EP-G塗装の種類はB種とする。 モルタル面及びコンクリート面の床地ごしえはそれぞれB種とする。 NAD塗装の種類はB種とする。 本工事項の床量鋼製建具及び鋼製建具の錆止めはB種とし、SOP塗装の種類はB種とする。

章	項目	事項	項目	事項																																																																						
5 特記事項	(7) 内装工事	イ 各施工場所使用するビニル床シート下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> </tr> <tr> <td>ココロア</td> <td>規尺シート(厚3mm)</td> <td>特サンゲツ</td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	ココロア	規尺シート(厚3mm)	特サンゲツ	(4) 塗装工事	イ 塗装箇所 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>種類</th> <th>塗敷</th> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td>規用きび止めペイント アルミニウムペイント</td> <td>2種 1種</td> <td>各2回</td> </tr> </table>	品名	規格	種類	塗敷	配管用炭素鋼鋼管	規用きび止めペイント アルミニウムペイント	2種 1種	各2回																																																								
		品名	規格	参照メーカー																																																																						
ココロア	規尺シート(厚3mm)	特サンゲツ																																																																								
品名	規格	種類	塗敷																																																																							
配管用炭素鋼鋼管	規用きび止めペイント アルミニウムペイント	2種 1種	各2回																																																																							
		ウ ビニル系クロスについてはメーカー仕様による。 ファイアプロセス100(特サンゲツ) 参照メーカー ファイアプロセス100(特サンゲツ) 防カビ ※細部についてはメーカー仕様による。 天井吊钩口の材質はアルミ製、寸法は600×600mmとする。 ※細部についてはメーカー仕様による。 浴室に設置するユニットバスは下記に示したものの、又は同等品以上とする。 寸法形状等 参照メーカー 図示 特小笠原 特サンゲツ ※細部については図示又はメーカー仕様によるものとし、製作・施工の際は現地で実測・採寸を行うこと	(5) 空気調和設備工事	ア 本工事に使用する空調設備機器は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>取付場所</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>洗濯室②</td> <td>ファンコンベクター(天井露出形)</td> <td>DS-11S(左入口、右出口)</td> <td>昭和鉄工機</td> <td>付属品含む</td> </tr> <tr> <td>洗濯室③</td> <td>乾燥室②</td> <td>ユニットヒーター</td> <td>新晃工業機</td> <td>付属品含む</td> </tr> <tr> <td>乾燥室④</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	取付場所	品名	規格	参照メーカー	備考	洗濯室②	ファンコンベクター(天井露出形)	DS-11S(左入口、右出口)	昭和鉄工機	付属品含む	洗濯室③	乾燥室②	ユニットヒーター	新晃工業機	付属品含む	乾燥室④																																																						
取付場所	品名	規格	参照メーカー	備考																																																																						
洗濯室②	ファンコンベクター(天井露出形)	DS-11S(左入口、右出口)	昭和鉄工機	付属品含む																																																																						
洗濯室③	乾燥室②	ユニットヒーター	新晃工業機	付属品含む																																																																						
乾燥室④																																																																										
5 特記事項	(8) その他工事	イ 本工事に使用する管の接合の種類については下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>蒸気給気、蒸気還管</td> <td>配管用炭素鋼管(SGP-黒)</td> <td>JIS G 3452</td> </tr> <tr> <td>給水管</td> <td>水運用ホリエチレン粉末ライニング鋼管(SGP-PB)</td> <td>JWWA K 132</td> </tr> <tr> <td>給湯管</td> <td>一般配管用ステンレス鋼管(SU)</td> <td>JIS G 3448</td> </tr> <tr> <td>排水・通気管</td> <td>リサイクル樹脂ホリ塩化ビニル発泡三層管(RF-V P)</td> <td>JIS K 9798</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	蒸気給気、蒸気還管	配管用炭素鋼管(SGP-黒)	JIS G 3452	給水管	水運用ホリエチレン粉末ライニング鋼管(SGP-PB)	JWWA K 132	給湯管	一般配管用ステンレス鋼管(SU)	JIS G 3448	排水・通気管	リサイクル樹脂ホリ塩化ビニル発泡三層管(RF-V P)	JIS K 9798	(6) 自動制御設備工事	イ 本工事に使用する器具類は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>取付場所</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>天井埋込換気扇</td> <td>FY-17CH8V</td> <td></td> <td>付属品含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸型フード</td> <td>FY-MCX042</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>有圧換気扇</td> <td>FY-20GS00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気式シャッター</td> <td>FY-GES203</td> <td>ハナソニック機</td> <td>付属品含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保護ガード</td> <td>FY-GGX203</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>天井埋込換気扇</td> <td>FY-27CN6BL</td> <td></td> <td>付属品含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸型フード</td> <td>FY-27CN6BL</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>天井埋込換気扇</td> <td>FY-27CN6BL</td> <td></td> <td>付属品含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コントロールスイッチ</td> <td>FY-SV05WC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸型フード</td> <td>FY-MCX042</td> <td></td> <td>付属品含む</td> </tr> </table>	取付場所	品名	規格	参照メーカー	備考	洗濯室	天井埋込換気扇	FY-17CH8V		付属品含む		丸型フード	FY-MCX042				有圧換気扇	FY-20GS00				電気式シャッター	FY-GES203	ハナソニック機	付属品含む		保護ガード	FY-GGX203				天井埋込換気扇	FY-27CN6BL		付属品含む		丸型フード	FY-27CN6BL				天井埋込換気扇	FY-27CN6BL		付属品含む		コントロールスイッチ	FY-SV05WC				丸型フード	FY-MCX042		付属品含む
		品名	規格	備考																																																																						
蒸気給気、蒸気還管	配管用炭素鋼管(SGP-黒)	JIS G 3452																																																																								
給水管	水運用ホリエチレン粉末ライニング鋼管(SGP-PB)	JWWA K 132																																																																								
給湯管	一般配管用ステンレス鋼管(SU)	JIS G 3448																																																																								
排水・通気管	リサイクル樹脂ホリ塩化ビニル発泡三層管(RF-V P)	JIS K 9798																																																																								
取付場所	品名	規格	参照メーカー	備考																																																																						
洗濯室	天井埋込換気扇	FY-17CH8V		付属品含む																																																																						
	丸型フード	FY-MCX042																																																																								
	有圧換気扇	FY-20GS00																																																																								
	電気式シャッター	FY-GES203	ハナソニック機	付属品含む																																																																						
	保護ガード	FY-GGX203																																																																								
	天井埋込換気扇	FY-27CN6BL		付属品含む																																																																						
	丸型フード	FY-27CN6BL																																																																								
	天井埋込換気扇	FY-27CN6BL		付属品含む																																																																						
	コントロールスイッチ	FY-SV05WC																																																																								
	丸型フード	FY-MCX042		付属品含む																																																																						
5 特記事項	(9) 配管工事	イ 本工事で使用する材料は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>蒸気給気、蒸気還管</td> <td>ねじ込み式鋼管製継手</td> <td>JIS B 2302</td> </tr> <tr> <td>給水管</td> <td>鋼製管フランジ</td> <td>JIS B 2220</td> </tr> <tr> <td>給湯管</td> <td>水運用ライニング鋼管用管端防食形継手</td> <td>JWWA K 150</td> </tr> <tr> <td>給湯管</td> <td>一般配管用ステンレス鋼管の継手性能基準</td> <td>SAS 322</td> </tr> <tr> <td>排水・通気管</td> <td>排水用樹脂ホリ塩化ビニル管継手</td> <td>JIS K 6739</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	蒸気給気、蒸気還管	ねじ込み式鋼管製継手	JIS B 2302	給水管	鋼製管フランジ	JIS B 2220	給湯管	水運用ライニング鋼管用管端防食形継手	JWWA K 150	給湯管	一般配管用ステンレス鋼管の継手性能基準	SAS 322	排水・通気管	排水用樹脂ホリ塩化ビニル管継手	JIS K 6739	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する衛生器具類は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>設置場所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>浴槽用デジタリ温度計</td> <td>M10 IP (丸型)</td> <td>特ショウウエイ</td> <td>ユニットバス内壁</td> <td>付属品含む</td> </tr> <tr> <td>水温センサー</td> <td>MRK (カバー付)</td> <td></td> <td>ユニットバス浴槽内</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	設置場所	備考	浴槽用デジタリ温度計	M10 IP (丸型)	特ショウウエイ	ユニットバス内壁	付属品含む	水温センサー	MRK (カバー付)		ユニットバス浴槽内																																						
		品名	規格	備考																																																																						
蒸気給気、蒸気還管	ねじ込み式鋼管製継手	JIS B 2302																																																																								
給水管	鋼製管フランジ	JIS B 2220																																																																								
給湯管	水運用ライニング鋼管用管端防食形継手	JWWA K 150																																																																								
給湯管	一般配管用ステンレス鋼管の継手性能基準	SAS 322																																																																								
排水・通気管	排水用樹脂ホリ塩化ビニル管継手	JIS K 6739																																																																								
品名	規格	参照メーカー	設置場所	備考																																																																						
浴槽用デジタリ温度計	M10 IP (丸型)	特ショウウエイ	ユニットバス内壁	付属品含む																																																																						
水温センサー	MRK (カバー付)		ユニットバス浴槽内																																																																							
5 特記事項	(10) 配管付属品	イ 本工事で使用する給水・給湯管の付属品等は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>ボールバルブ(20A~32A)管端防食ねじ込み型(10K)</td> <td>JV 5</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	弁	ボールバルブ(20A~32A)管端防食ねじ込み型(10K)	JV 5		(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する衛生器具類は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>取付場所</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>洗濯機パン</td> <td>PF-1H646AC/A</td> <td>特LIXIL</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洗濯機用排水金具</td> <td>SF-1H63RQAN</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洗面器</td> <td>774450 W&A26461</td> <td>特サンワカンパニー</td> <td>付属品、接続金物等含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洗面器カウンター</td> <td>774450 W&A26461</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鏡</td> <td>774450 W&A26461</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>シンクダレバー混合水栓</td> <td>LP-YES340SY</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>止水栓</td> <td>LP-35G K</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>排水水ポットトラップ</td> <td>LP-70ESACU</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	取付場所	品名	規格	参照メーカー	備考	洗濯室	洗濯機パン	PF-1H646AC/A	特LIXIL			洗濯機用排水金具	SF-1H63RQAN				洗面器	774450 W&A26461	特サンワカンパニー	付属品、接続金物等含む		洗面器カウンター	774450 W&A26461				鏡	774450 W&A26461				シンクダレバー混合水栓	LP-YES340SY				止水栓	LP-35G K				排水水ポットトラップ	LP-70ESACU																			
		品名	規格	参照メーカー	備考																																																																					
弁	ボールバルブ(20A~32A)管端防食ねじ込み型(10K)	JV 5																																																																								
取付場所	品名	規格	参照メーカー	備考																																																																						
洗濯室	洗濯機パン	PF-1H646AC/A	特LIXIL																																																																							
	洗濯機用排水金具	SF-1H63RQAN																																																																								
	洗面器	774450 W&A26461	特サンワカンパニー	付属品、接続金物等含む																																																																						
	洗面器カウンター	774450 W&A26461																																																																								
	鏡	774450 W&A26461																																																																								
	シンクダレバー混合水栓	LP-YES340SY																																																																								
	止水栓	LP-35G K																																																																								
	排水水ポットトラップ	LP-70ESACU																																																																								
5 特記事項	(11) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(12) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(13) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(14) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(15) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(16) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(17) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(18) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(19) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(20) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(21) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(22) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(23) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(24) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(25) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(26) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(27) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(28) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(29) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(30) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(31) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(32) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(33) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(34) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(35) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(36) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(37) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(38) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(39) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(40) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(41) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(42) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(43) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(44) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> </tr> </table>	品名	規格	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)	(7) 給排水衛生設備工事	イ 本工事に使用する保温材は下記に示したものの、又は同等品以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ATMS-J 20A</td> <td>参照メーカー(特ペン)</td> <td></td> </tr> </table>	品名	規格	参照メーカー	備考	保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																									
		品名	規格	備考																																																																						
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
品名	規格	参照メーカー	備考																																																																							
保温材	ATMS-J 20A	参照メーカー(特ペン)																																																																								
5 特記事項	(45) 保温工事	イ 本工事で使用する保温材は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th></tr></table>	品名	規格																																																																						
		品名	規格																																																																							

章	項目	事項	項																														
5 特記事項	電気設備工事	(1) 電力設備工事	<p>アイ</p> <p>本工事で使用する配線器具類はJIS規格品とする。 本工事で使用する照明器具等は下記に示したもの、又は同等品以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取付場所</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>参照メーカー</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗濯室②</td> <td>LED照明器具(人感センサー付き)</td> <td>XLX420UNNT LE9</td> <td rowspan="6">パナソニック</td> <td>備達</td> </tr> <tr> <td>乾燥室②</td> <td>防湿・防雨型LED照明器具</td> <td>XLW425KENZ LE9</td> <td>直付</td> </tr> <tr> <td>洗濯室③</td> <td>LED照明器具(人感センサー付き)</td> <td>XLX450UNNT LE9</td> <td>埋込</td> </tr> <tr> <td>乾燥室③</td> <td>防湿・防雨型LED照明器具</td> <td>XLW453KENZ LE9</td> <td>直付</td> </tr> <tr> <td>脱衣室</td> <td>LEDダウンライト</td> <td>XND1037WV LE9</td> <td>埋込</td> </tr> <tr> <td>居室</td> <td>LED照明器具</td> <td>XLX429RPN LE9</td> <td>埋込</td> </tr> </tbody> </table> <p>※細部についてはメーカー仕様による。</p>	取付場所	品名	規格	参照メーカー	備考	洗濯室②	LED照明器具(人感センサー付き)	XLX420UNNT LE9	パナソニック	備達	乾燥室②	防湿・防雨型LED照明器具	XLW425KENZ LE9	直付	洗濯室③	LED照明器具(人感センサー付き)	XLX450UNNT LE9	埋込	乾燥室③	防湿・防雨型LED照明器具	XLW453KENZ LE9	直付	脱衣室	LEDダウンライト	XND1037WV LE9	埋込	居室	LED照明器具	XLX429RPN LE9	埋込
		取付場所	品名	規格	参照メーカー	備考																											
洗濯室②	LED照明器具(人感センサー付き)	XLX420UNNT LE9	パナソニック	備達																													
乾燥室②	防湿・防雨型LED照明器具	XLW425KENZ LE9		直付																													
洗濯室③	LED照明器具(人感センサー付き)	XLX450UNNT LE9		埋込																													
乾燥室③	防湿・防雨型LED照明器具	XLW453KENZ LE9		直付																													
脱衣室	LEDダウンライト	XND1037WV LE9		埋込																													
居室	LED照明器具	XLX429RPN LE9		埋込																													
(2) 防災設備工事	感知器は、既設受信機に対応するメーカー（ニッタン株）とする。																																
その他	撤去工事	既設撤去に際して、撤去範囲以外の危害等は最小限にすること。																															

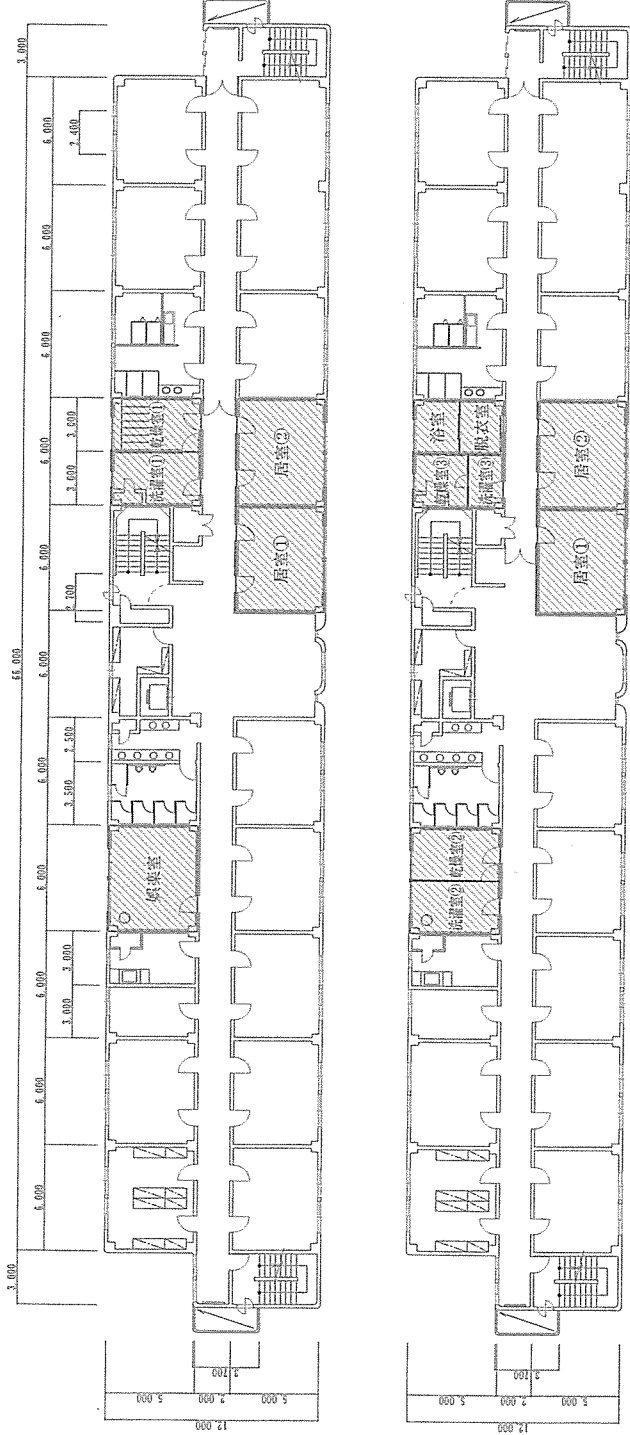


駐屯地配置図 S=1/2,500

駐屯地案内図 S=1/25,000

件名	#5隊舎内部改修工事	図面番号	3 / 32
種別	仕様書③・案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

2階平面図(改修前)

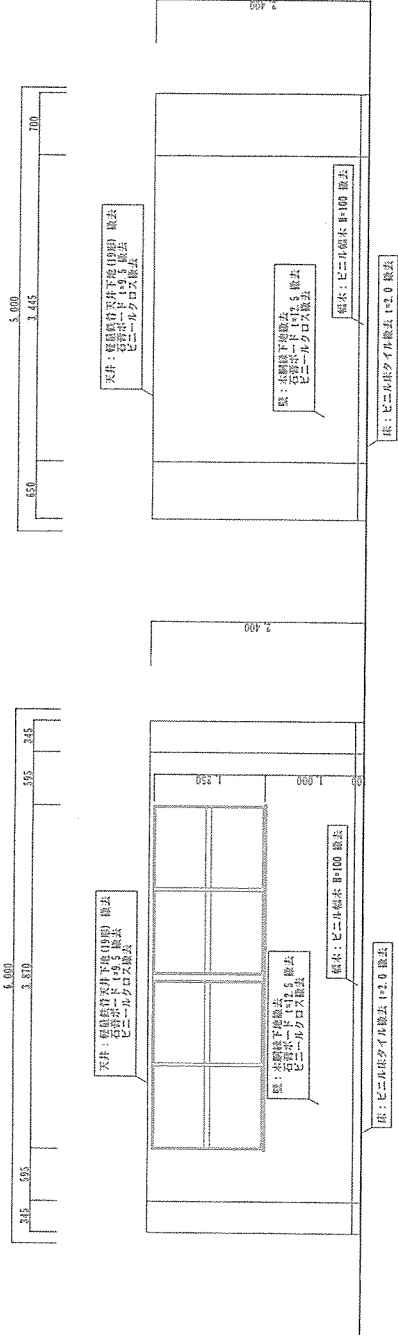


2階平面図(改修後)

■内部仕上げ表

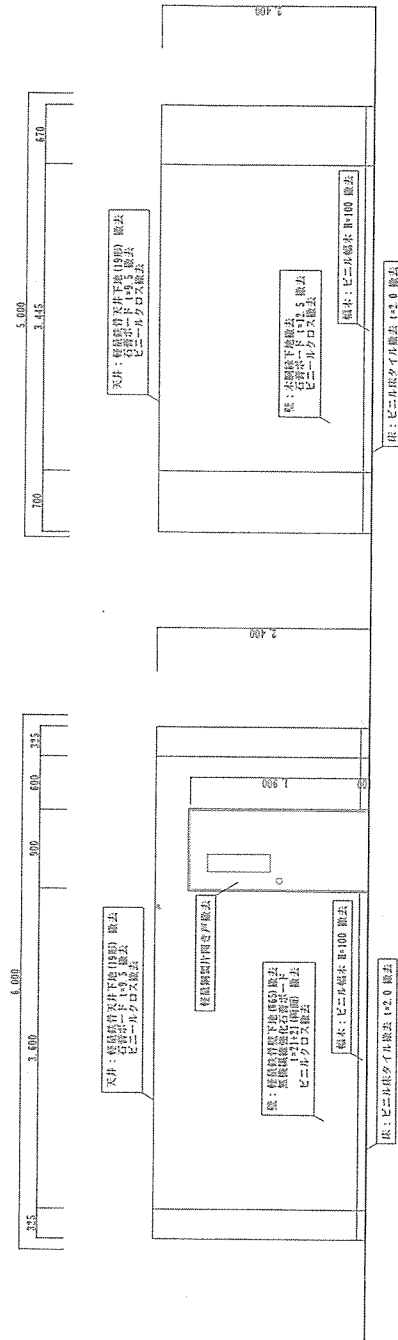
改修前	改修後	区	分	床	材	幅木	厚	階高さ	内	壁	天井	井	設置
乾燥室	乾燥室	下	地	コンクリート金コテ仕上げ(他種)	ビニル幅木	100	100	FL0	木調緑45×24H455733	無機繊維強化石膏ボード張り2121の上、ニカド張り	軽量鉄骨天井下地(他種)	天	設置
洗濯室①	洗濯室①	下	地	モルタル	内装タイル	100	100	FL-50	石高ボード張り12.5	モルタル塗り金コテ仕上げ	石高ボード張り9.5の上、ニカド張り	天	設置
乾燥室①	乾燥室①	下	地	コンクリート金コテ仕上げ(他種)VP	-	-	-	FL0	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	モルタル塗り	軽量鉄骨天井下地(他種)	天	設置
居室①	居室①	下	地	コンクリート金コテ仕上げ(他種)	ビニル幅木	100	100	FL0	石高ボード張り12.5	無機繊維強化石膏ボード張り2121	化粧石膏ボード張り9.5	天	設置
居室②	居室②	下	地	コンクリート金コテ仕上げ(他種)	ビニル幅木	100	100	FL0	石高ボード張り12.5	無機繊維強化石膏ボード張り2121	化粧石膏ボード張り9.5	天	設置
洗濯室②	洗濯室②	下	地	ビニル床タイル張り厚2	ビニル幅木	100	100	FL0	石高ボード張り12.5	モルタル塗りの上吹付タイル	ケイ酸カルシウム板張り1=6の上吹付タイル	天	設置
乾燥室②	乾燥室②	下	地	既存のまま	-	-	-	FL0	木調緑45×24H455733	モルタル塗りの上吹付タイル	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	天	設置
乾燥室③	乾燥室③	下	地	初鹿用塗料塗り	-	-	-	FL0	木調緑45×24H455733	モルタル塗り	化粧石膏ボード張り9.5	天	設置
洗濯室③	洗濯室③	下	地	モルタル塗り	モルタル塗り	100	100	FL0	木調緑45×24H455733	モルタル塗り	ケイ酸カルシウム板張り1=6の上吹付タイル	天	設置
浴室	浴室	下	地	モルタル床タイル	モルタル床タイル	100	100	FL0	木調緑45×24H455733	モルタル塗りの上吹付タイル	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	天	設置
脱衣室	脱衣室	下	地	既存のまま	-	-	-	FL+300	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	モルタル塗り	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	天	設置
居室④	居室④	下	地	長尺シート 1=3.0mm	ビニル幅木	100	100	FL0	木調緑45×24H455733	モルタル塗りの上吹付タイル	ケイ酸カルシウム板張り1=6の上吹付タイル	天	設置
居室⑤	居室⑤	下	地	既存のまま	-	-	-	FL0	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	モルタル塗り	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	天	設置
居室⑥	居室⑥	下	地	既存のまま	-	-	-	FL0	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	モルタル塗り	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	天	設置
居室⑦	居室⑦	下	地	長尺シート 1=3.0mm	ビニル幅木	100	100	FL+300	木調緑45×24H455733	モルタル塗りの上吹付タイル	ケイ酸カルシウム板張り1=6の上吹付タイル	天	設置
居室⑧	居室⑧	下	地	既存のまま	-	-	-	FL0	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	モルタル塗り	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	天	設置
居室⑨	居室⑨	下	地	既存のまま	-	-	-	FL0	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	モルタル塗り	コンクリート打ちし仕上げ(他種)	天	設置

件名	#5階倉内部改修工事		図面	4
種別	2階平面図(改修前後)・内部仕上げ表		番号	32
縮尺	-		図示	示
発行	陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		年月日	令和5年7月20日



A方向展開図 S=1/60

B方向展開図 S=1/60

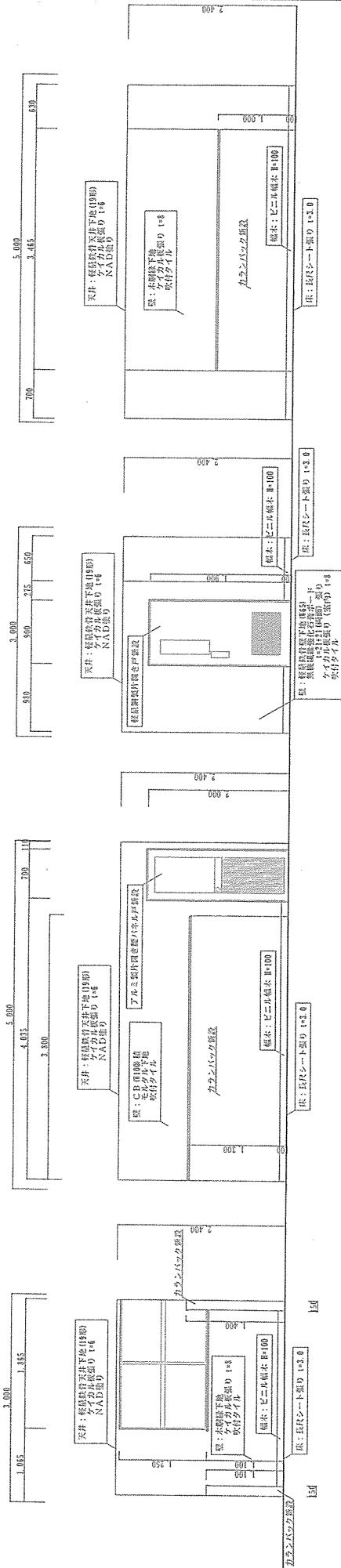


C方向展開図 S=1/60

D方向展開図 S=1/60

件名	#5 隊舎内部改修工事	図番	6 / 32
種別	娯楽室 (改修前)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修後 (洗濯室②)



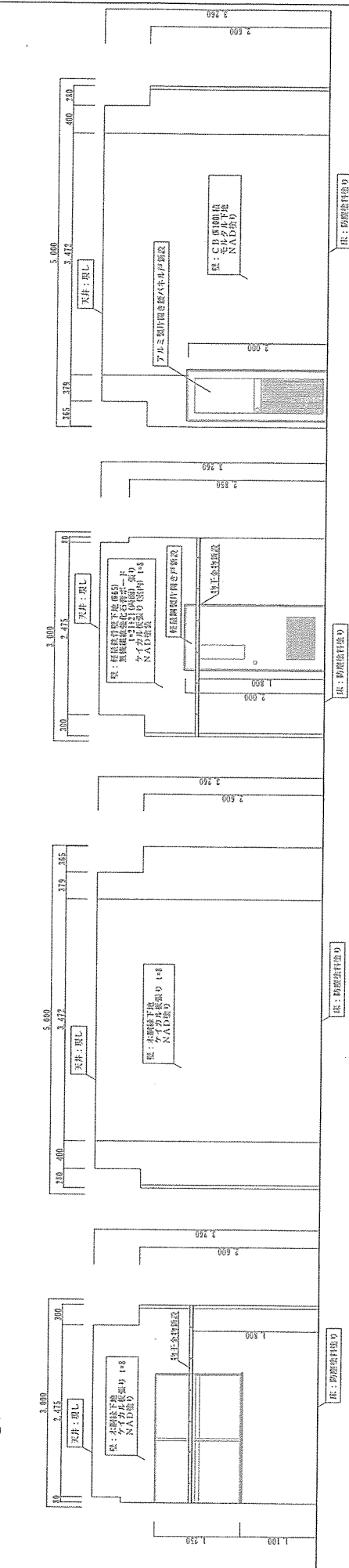
A方向展開図 S=1/60

B方向展開図 S=1/60

C方向展開図 S=1/60

D方向展開図 S=1/60

改修後 (乾燥室②)



A方向展開図 S=1/60

B方向展開図 S=1/60

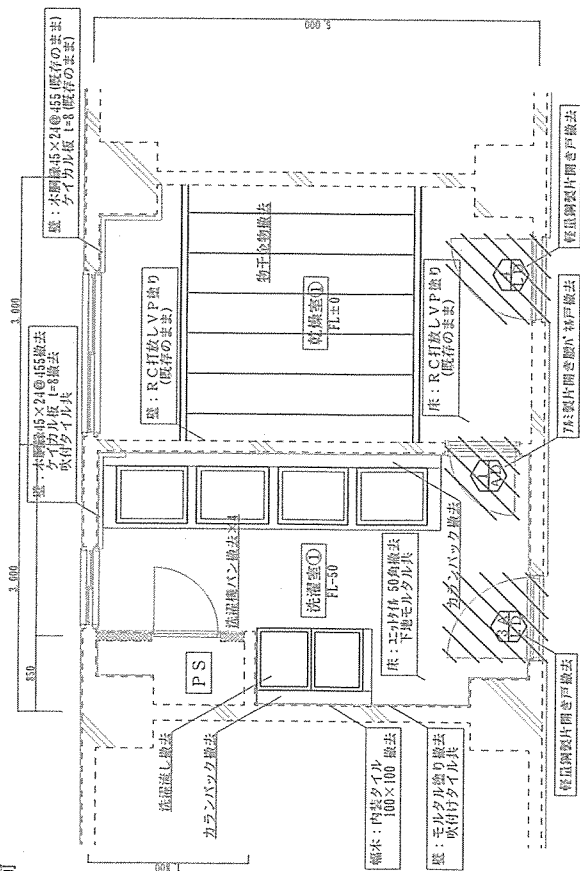
C方向展開図 S=1/60

D方向展開図 S=1/60

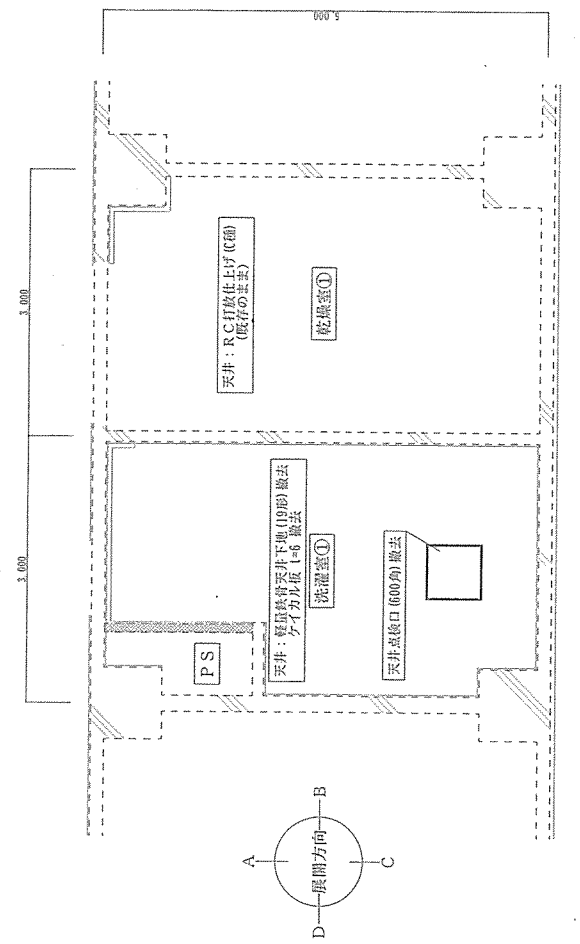
※1 図面中の展開図は概略図とします。
※2 展開する方向は記載されています。

件名	#5 階倉内部改修工事	図面番号	7 / 32
種別	洗濯室②・乾燥室② (改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修前

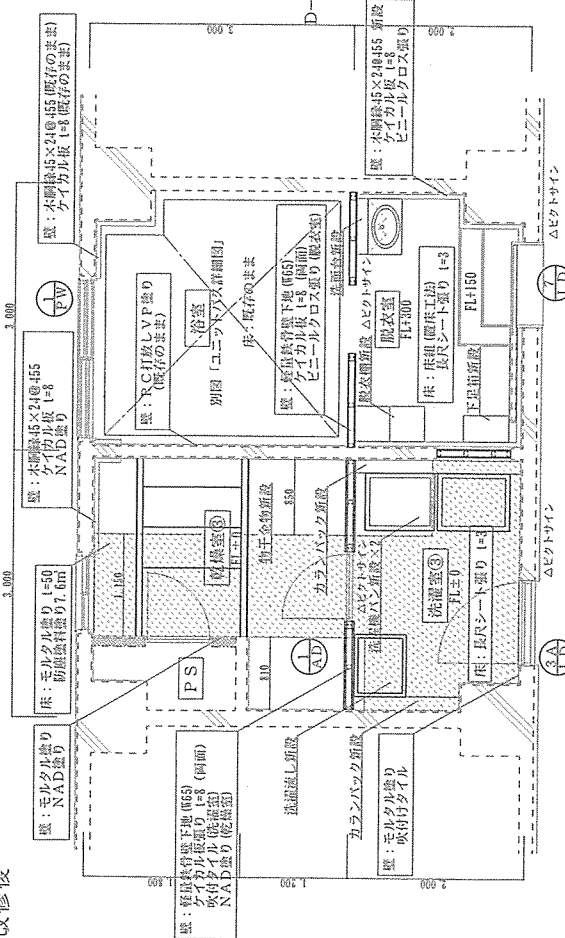


洗濯室①・乾燥室①(改修前)平面詳細図 S=1/60

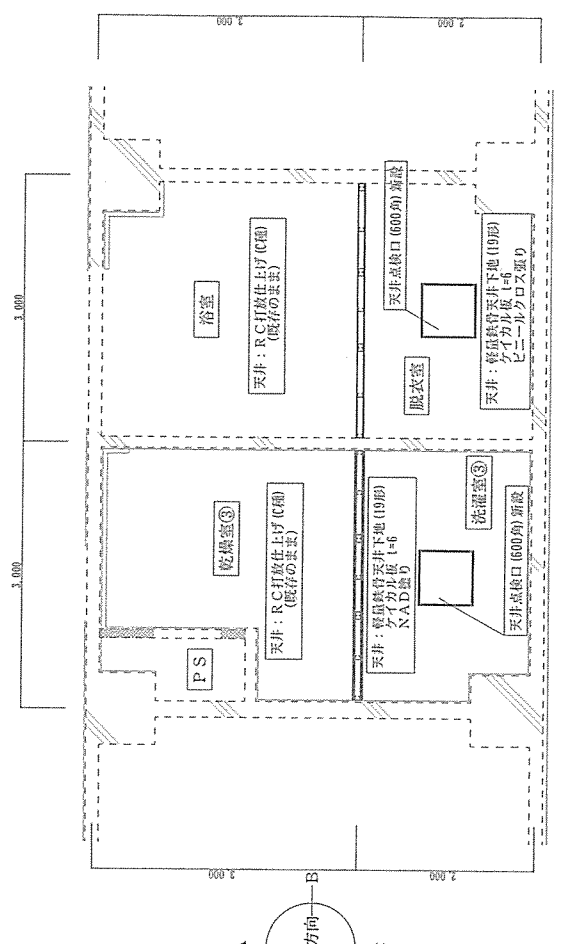


洗濯室①・乾燥室①(改修前)天井図 S=1/60

改修後



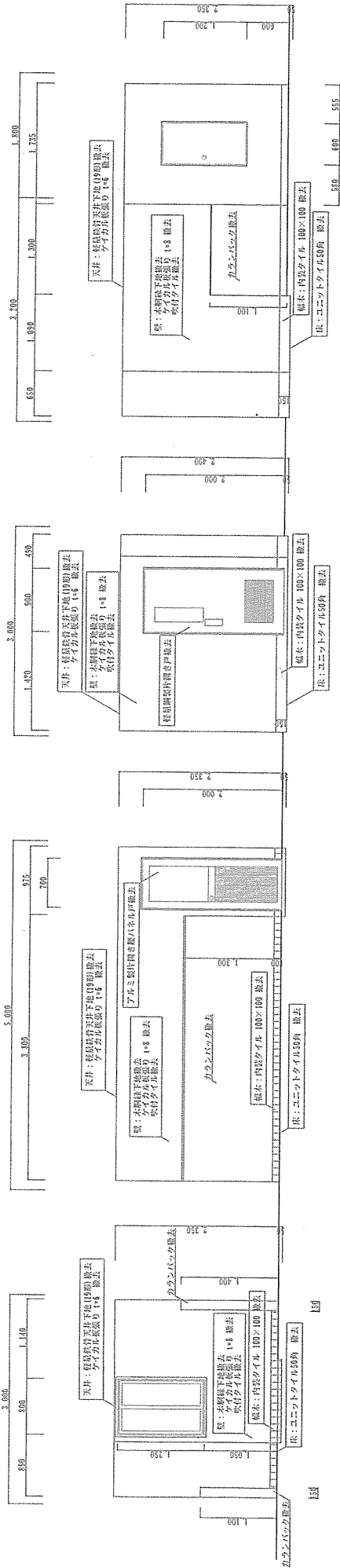
洗濯室③・乾燥室③・脱衣室(改修後)平面詳細図 S=1/60



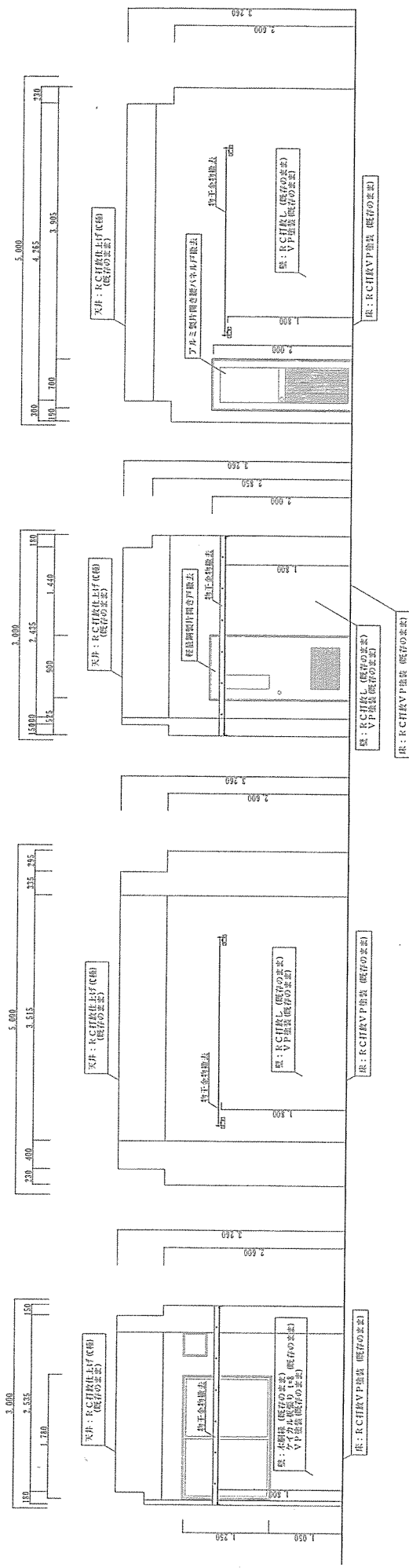
洗濯室③・乾燥室③・脱衣室(改修後)天井図 S=1/60

件名	#5隊舎内部改修工事	図面番号	8 / 32
種別	洗濯室①・乾燥室①(改修前)洗濯室③・乾燥室③(改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務課		令和5年 7月20日	

改修前 (洗濯室①)



改修前 (乾燥室①)



A方向展開図 S=1/60

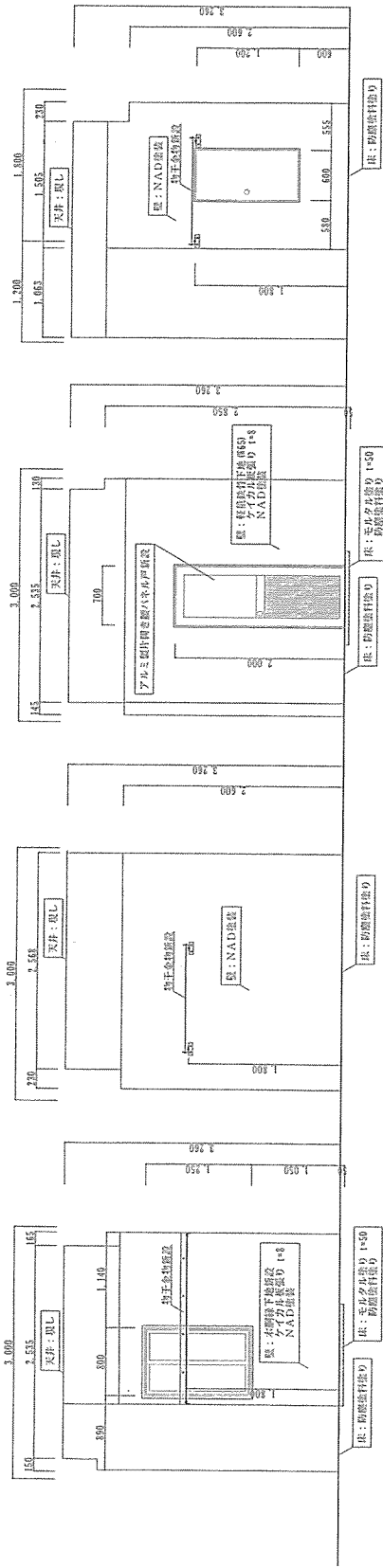
B方向展開図 S=1/60

C方向展開図 S=1/60

D方向展開図 S=1/60

件名	#5 隊舎内部改修工事	図面番号	9 / 32
種別	洗濯室①・乾燥室① (改修前)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修後 (乾燥室③)



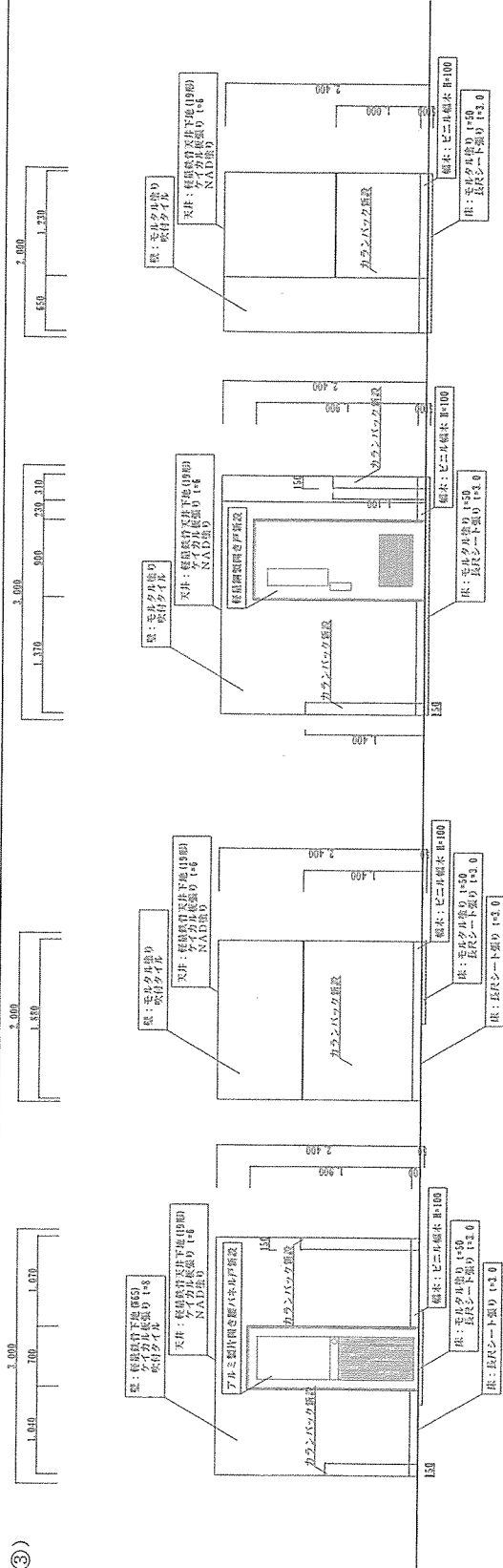
A方向展開図 S=1/60

B方向展開図 S=1/60

C方向展開図 S=1/60

D方向展開図 S=1/60

改修後 (洗濯室③)



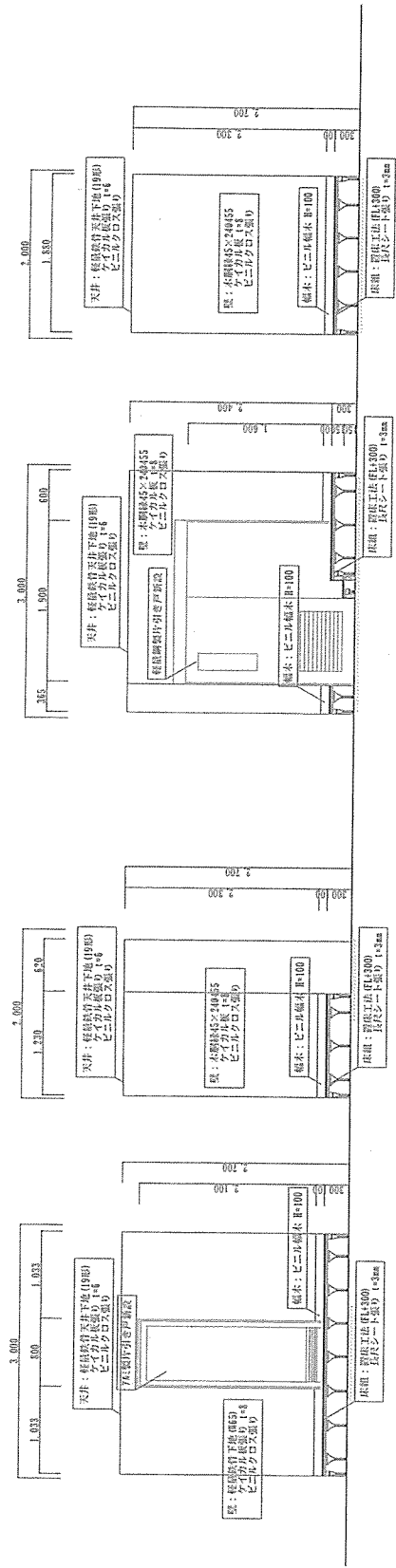
A方向展開図 S=1/60

B方向展開図 S=1/60

C方向展開図 S=1/60

D方向展開図 S=1/60

件名	#5隊倉内部改修工事	図面番	10 / 32
種別	洗濯室③・乾燥室③ (改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留前駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	



A.方向展開図 S=1/60

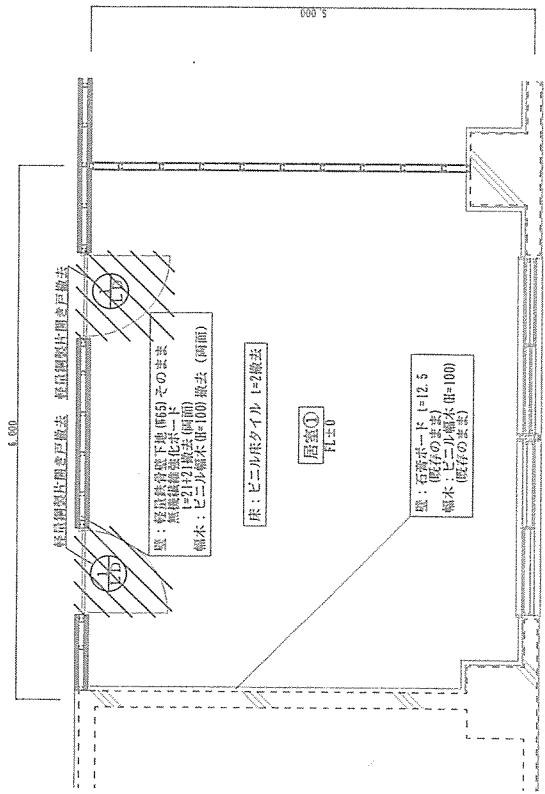
B.方向展開図 S=1/60

C.方向展開図 S=1/60

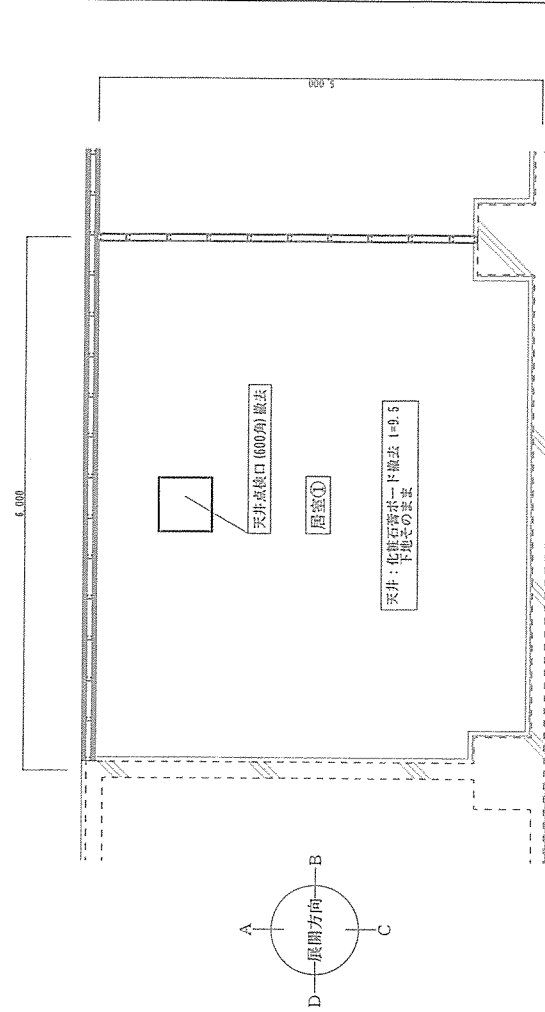
D.方向展開図 S=1/60

件名	#5 隊舎内部改修工事	図面番号	11 / 32
種別	展開図 脱衣室 (改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修前

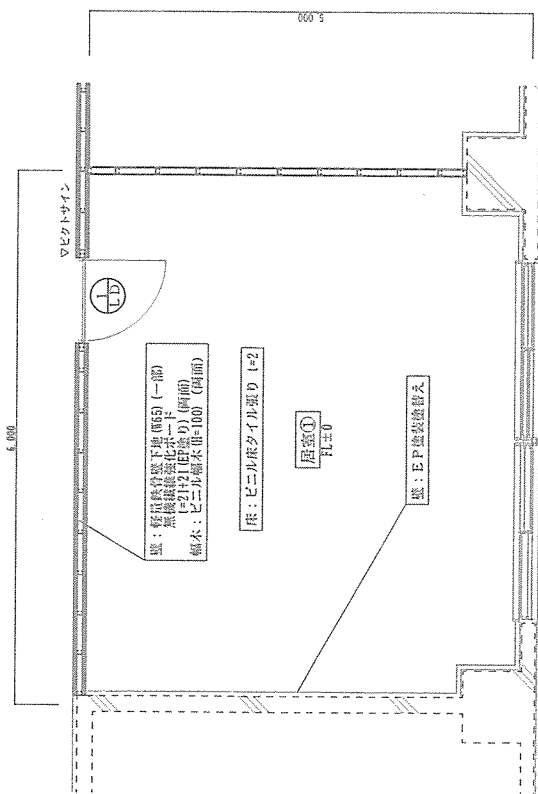


居室① (改修前) 平面詳細図 S=1/60

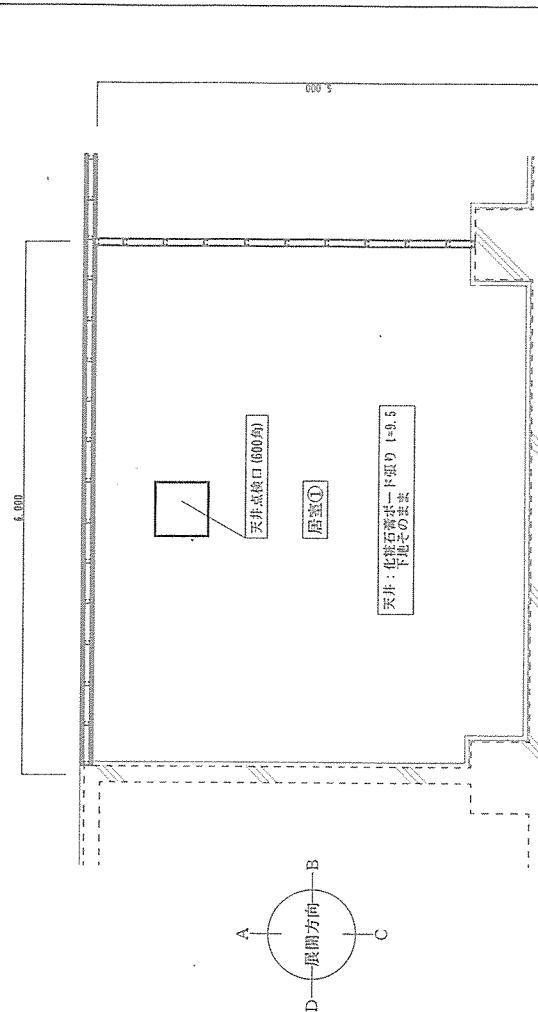


居室① (改修前) 天井姿図 S=1/60

改修後

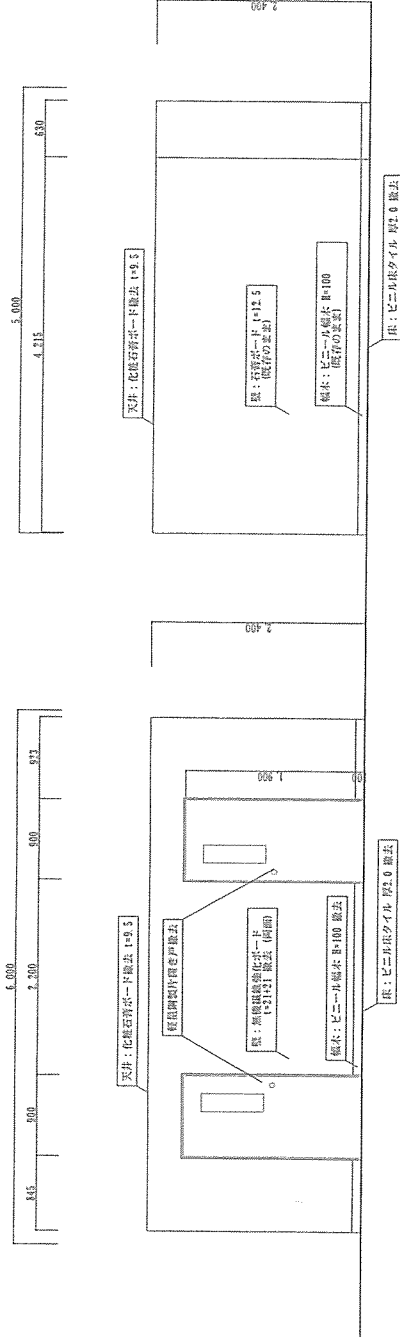


居室① (改修後) 平面詳細図 S=1/60



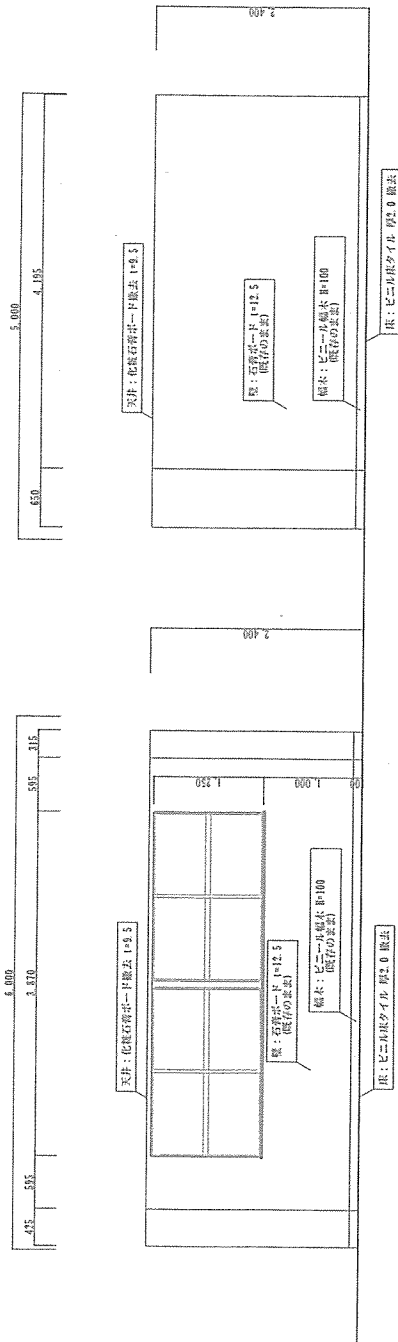
居室① (改修後) 天井姿図 S=1/60

件名	#5 改修内部改修工事	図番	12 / 32
種別	平面詳細図・天井状図 居室① (改修前・後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年	7月20日



A方向展開図 S=1/60

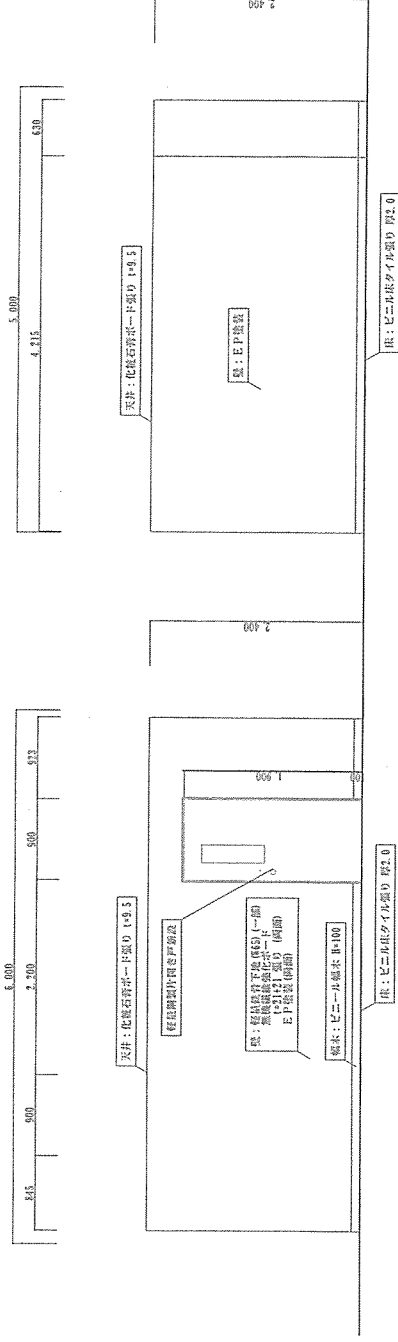
B方向展開図 S=1/60



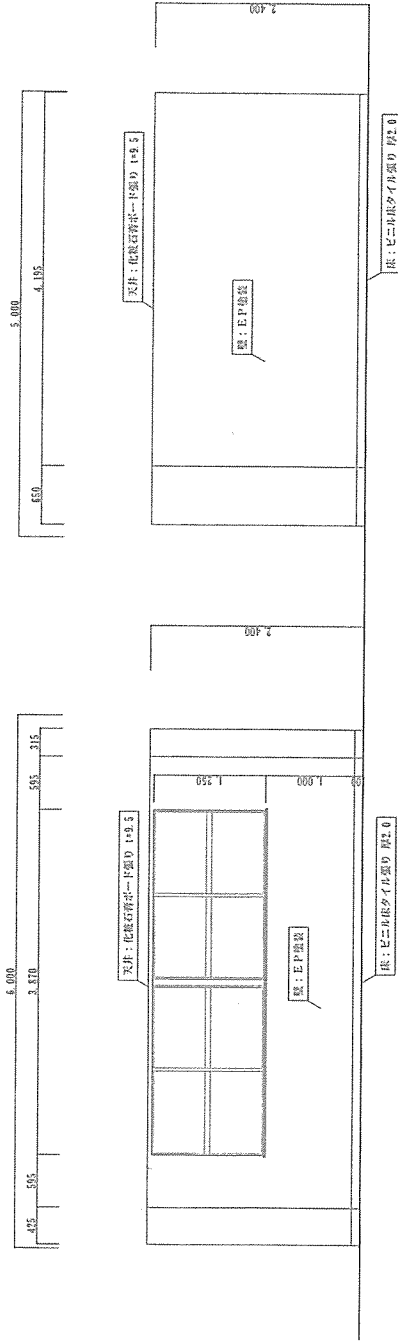
C方向展開図 S=1/60

D方向展開図 S=1/60

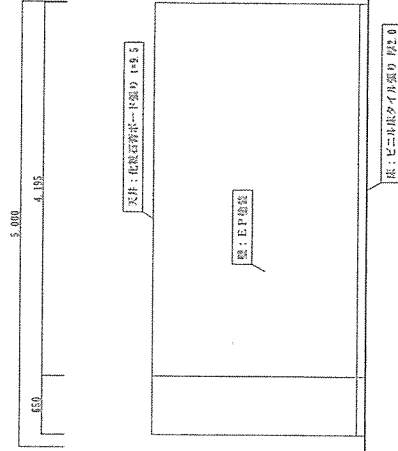
件名	#5隊舎内部改修工事	図面番号	13 / 32
種別	展開図 居室①(改修前)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	



A方向展開図 S=1/60



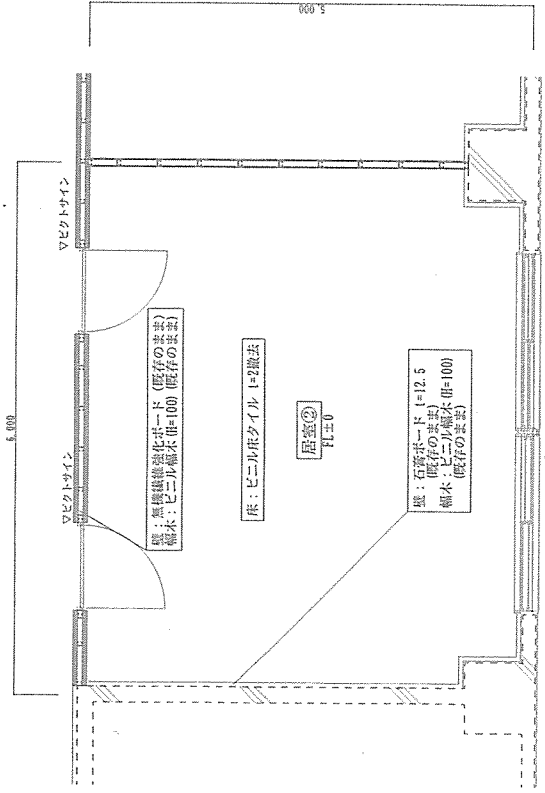
C方向展開図 S=1/60



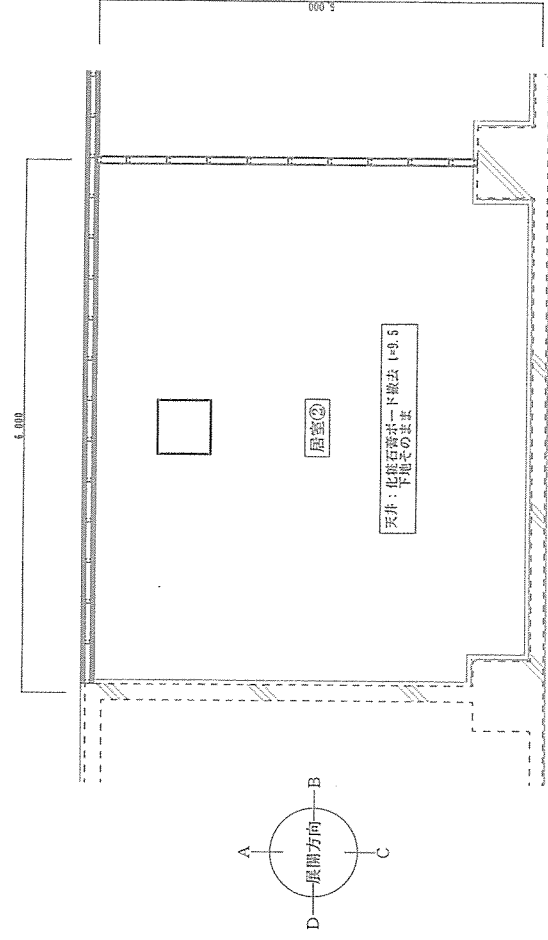
D方向展開図 S=1/60

件名	#5隊舎内部改修工事	図番	14 / 32
種別	展開図 居室① (改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修前

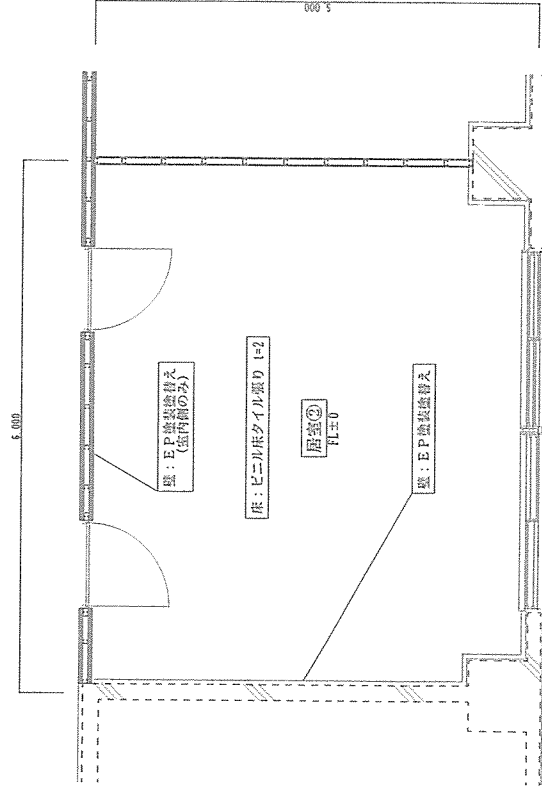


居室② (改修前) 平面詳細図 S=1/60

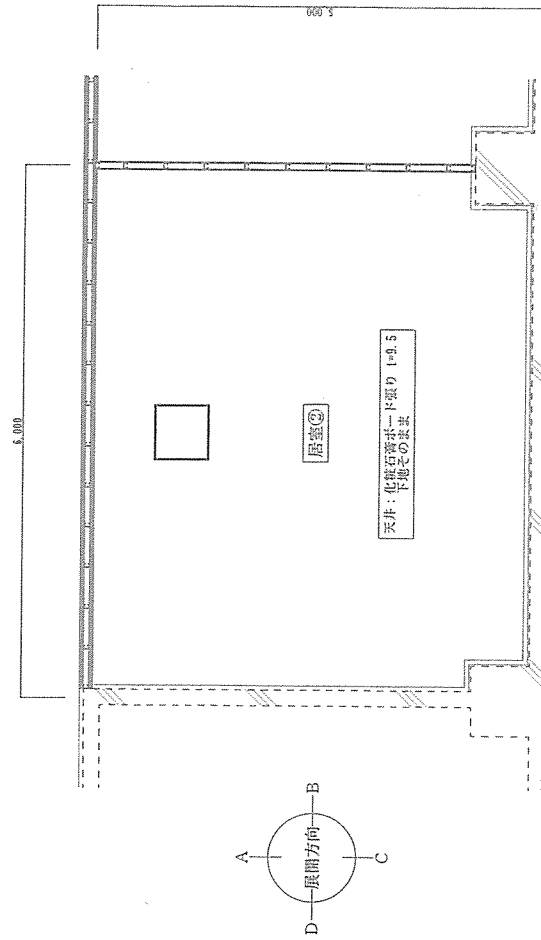


居室② (改修前) 天井姿図 S=1/60

改修後

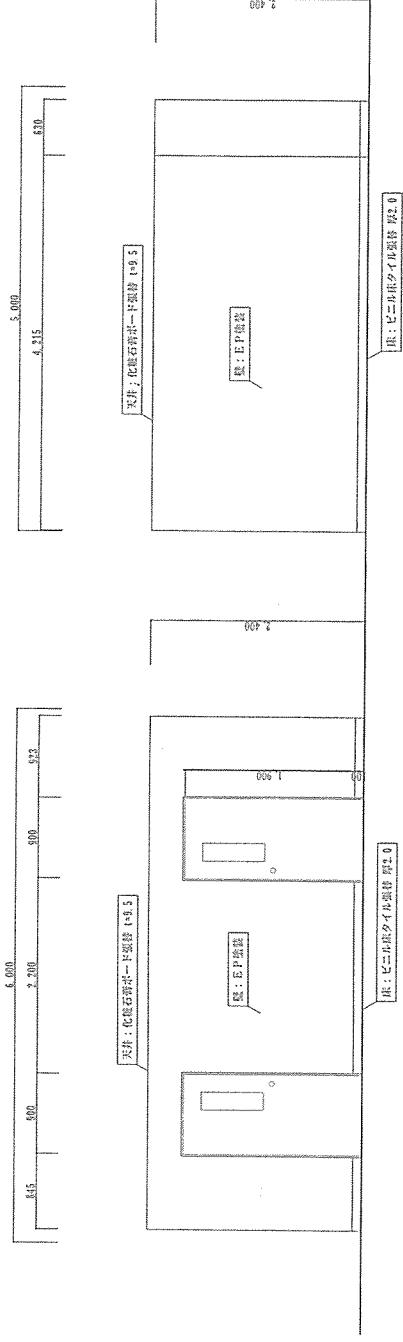


居室② (改修後) 平面詳細図 S=1/60



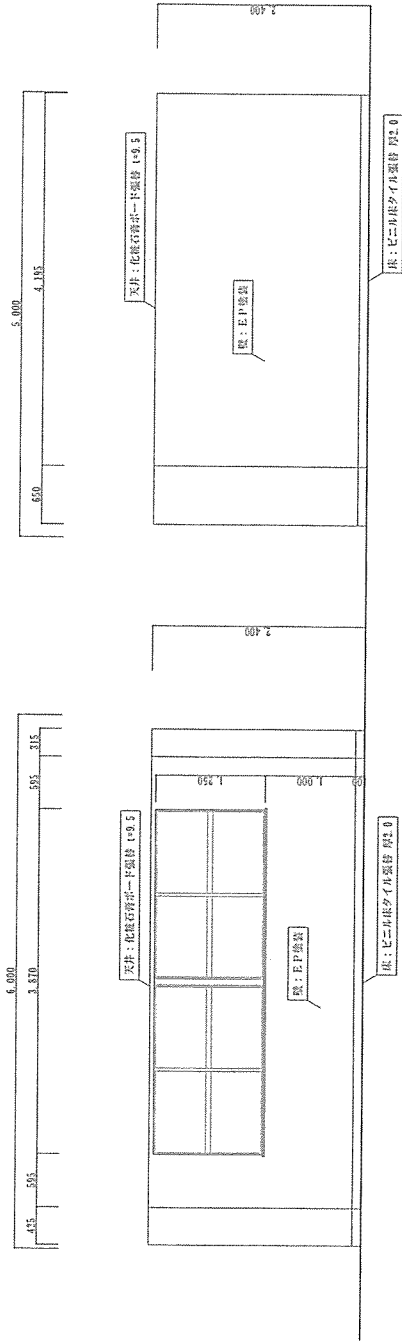
居室② (改修後) 天井姿図 S=1/60

件名	#5 隊舎内部改修工事	図番	15 / 32
種別	平面詳細図・天井伏図 居室② (改修前・後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務務隊		令和5年 7月20日	



A方向展開図 S=1/60

B方向展開図 S=1/60

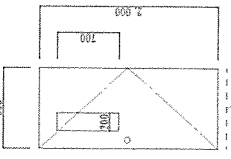
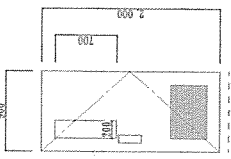
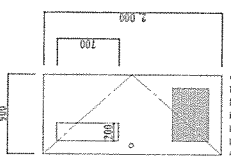
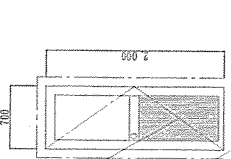


C方向展開図 S=1/60

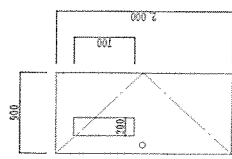
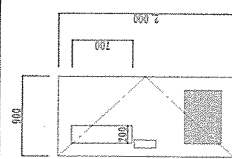
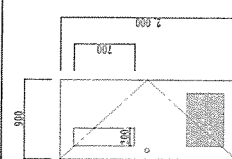
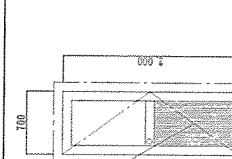
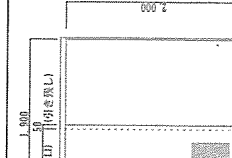
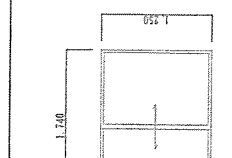
D方向展開図 S=1/60

件名	#5隊舎内補改修工事	図番	16 / 32
種別	展開図 居室② (改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

建具表 (撤去)

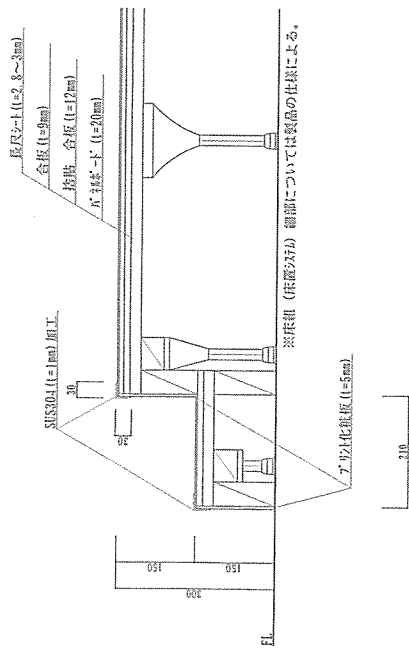
符号・名称	軽鋼製片開き戸	軽鋼製片開き戸	軽鋼製片開き戸	アルミ製片開き扉ハセル戸
位置	乾燥室①	乾燥室①	乾燥室①	乾燥室①
形状・寸法				
数量	3	1	1	1
見込	枠見込 179	枠見込 250	枠見込 250	枠見込 70
材料・仕上	スチール・OP	スチール・OP	スチール・OP	アルミ製
備子	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4
金物	ステンレス丁番③枚、ドアローザー戸当り、本締めモノロック他メーカー指定品	ステンレス丁番③枚、ドアローザー戸当り、押板(保リエステル製250×90)引手、他メーカー指定品	ステンレス丁番③枚、ドアローザー戸当り、本締めモノロック他メーカー指定品	ステンレス丁番③枚、ドアローザー戸当り、錠錠、他メーカー指定品
備考				

建具表 (新設)

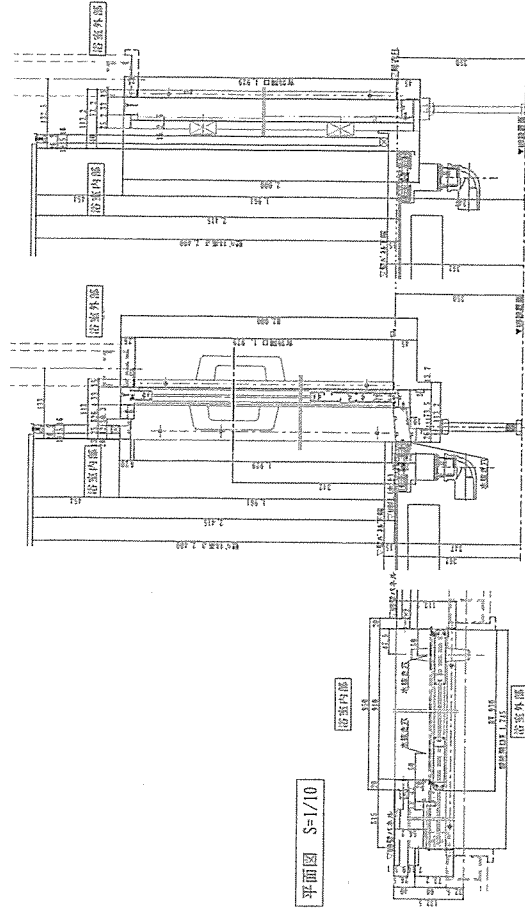
記号・数量	軽鋼製片開き戸	軽鋼製片開き戸	アルミ製片開き扉ハセル戸	軽鋼製片開き戸	樹脂製引込内部 (リフォーム用)	
位置	乾燥室①	乾燥室②、③	乾燥室②	乾燥室③	浴室	
形状・寸法						
数量	1	2	1	2	1	
見込	枠見込 179	枠見込 250	枠見込 250	枠見込 70	枠見込 70	
材料・仕上	スチール・OP	スチール・OP	スチール・OP	アルミ製	樹脂製	
備子	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4	樹脂製	
金物	ステンレス丁番③枚、ドアローザー戸当り、本締めモノロック他メーカー指定品	ステンレス丁番③枚、ドアローザー戸当り、押板(保リエステル製250×90)引手、他メーカー指定品	ステンレス丁番③枚、ドアローザー戸当り、本締めモノロック他メーカー指定品	ステンレス丁番③枚、ドアローザー戸当り、錠錠、他メーカー指定品	樹脂製	
備考						

件名	#5隊倉内部改修工事	図面番号	17 / 32
種別	建具表①	縮尺	1/60
陸上自衛隊沼津駐屯地業務務隊		令和5年 7月20日	

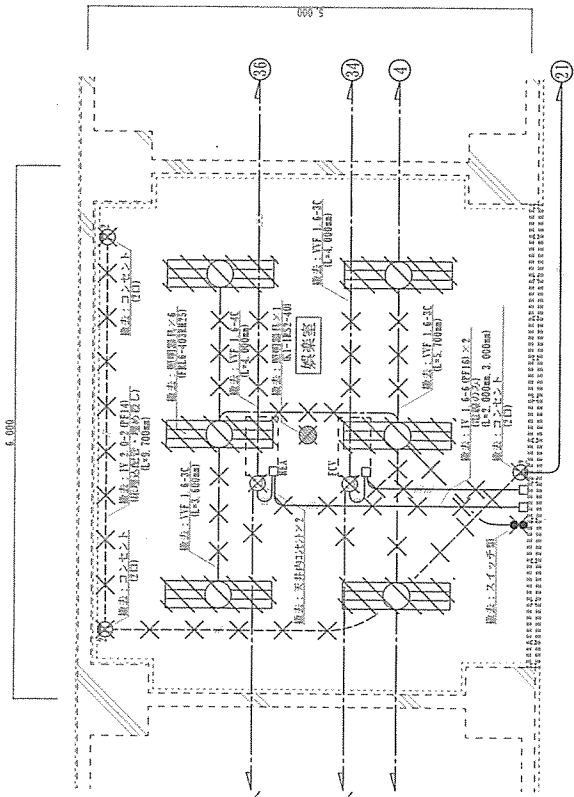
出入口上がり框参考図 S=1:20



ユニットバスドア取合い図 S=1/10

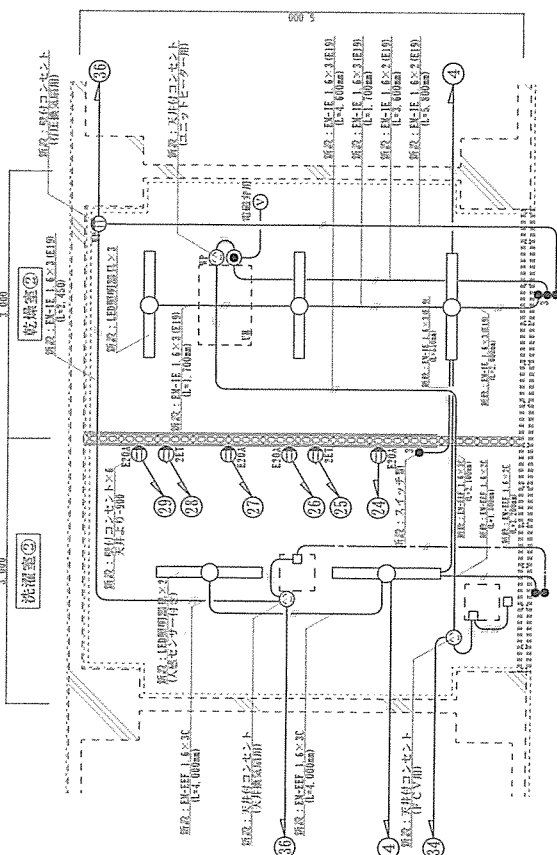


改修前



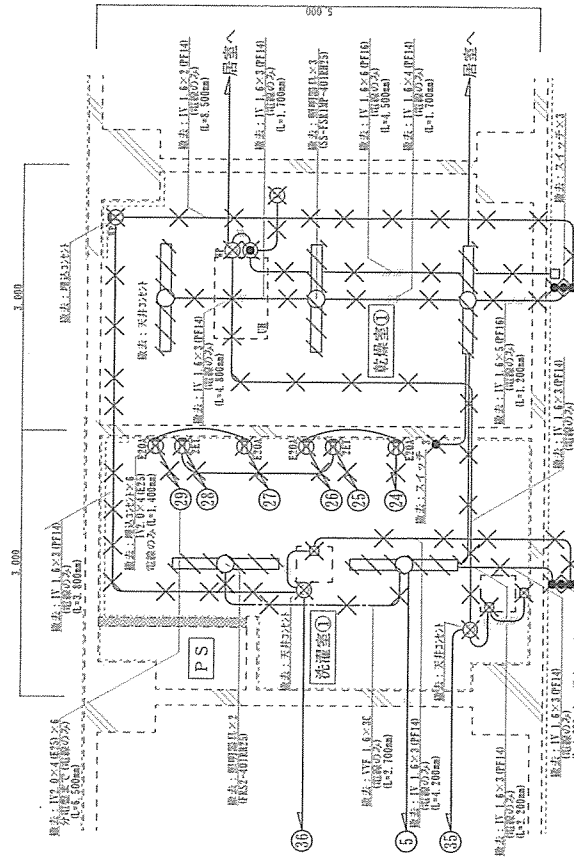
乾燥室 (改修前) 電気設備図 S=1/60

改修後

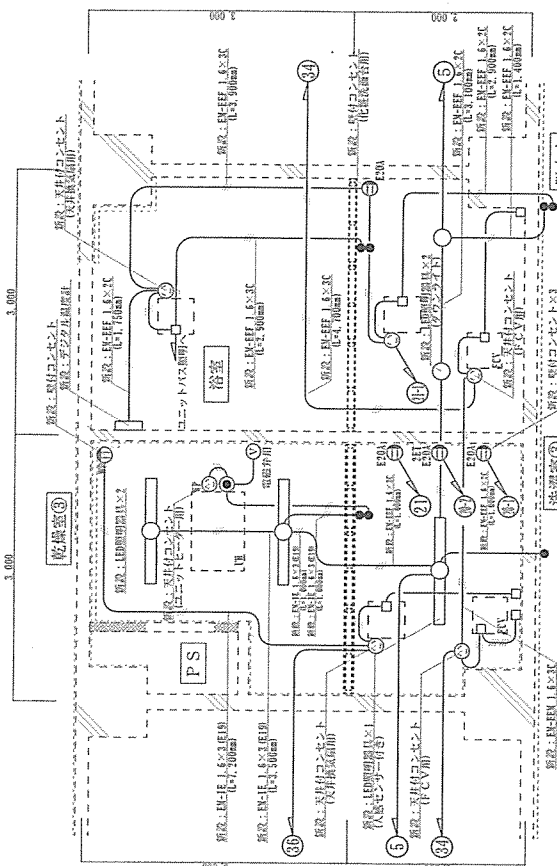


乾燥室② (改修後) 電気設備図 S=1/60

※ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ は合電線 (2L-1) より新設
電線管配線 (2L-1) 2.0×9 (4P28) L=5,000mm
C/C間隔 150mm程度 2箇所を見込
※ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ のコンセントは 15A・20A取用 専用



洗濯室①・乾燥室① (改修前) 電気設備図 S=1/60

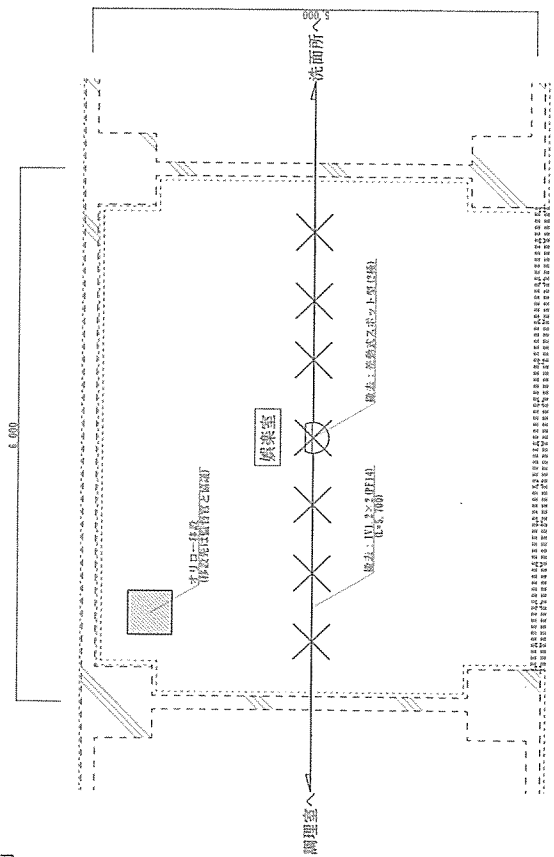


洗濯室③・乾燥室③ (改修後) 電気設備図 S=1/60

※ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ は合電線 (2L-1) より新設
電線管配線 (2L-1) 2.0×9 (4P28) L=5,000mm
C/C間隔 150mm程度 2箇所を見込
※ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ のコンセントは 15A・20A取用 専用

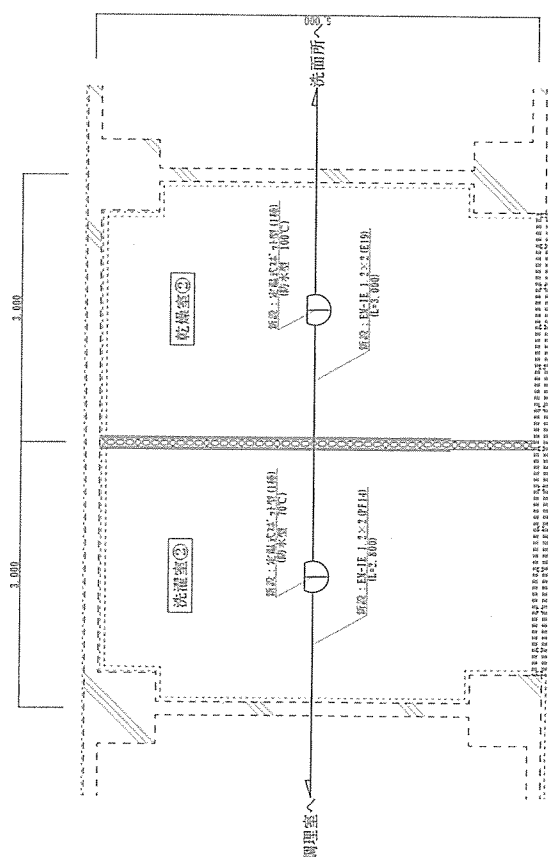
件名	#5 隊舎内部改修工事	図面番号	21 / 32
種別	電気設備図 修繕・改修 (改修前) 修繕 (改修後)	縮尺	図示
作成者	陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊	年月日	令和5年 7月20日

改修前

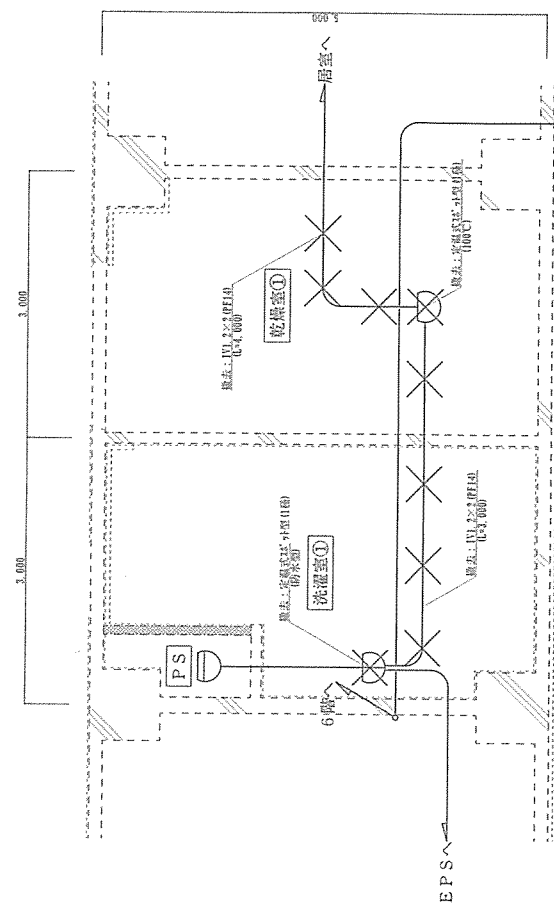


娛樂室 (改修前) 防災設備圖 S=1/60

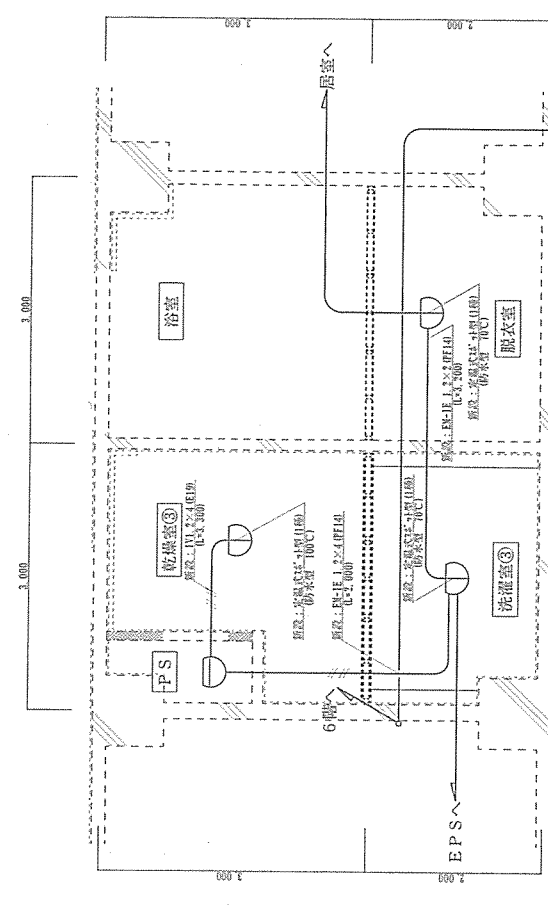
改修後



洗濯室②・乾燥室② (改修後) 防災設備圖 S=1/60



洗濯室①・乾燥室① (改修前) 防災設備圖 S=1/60



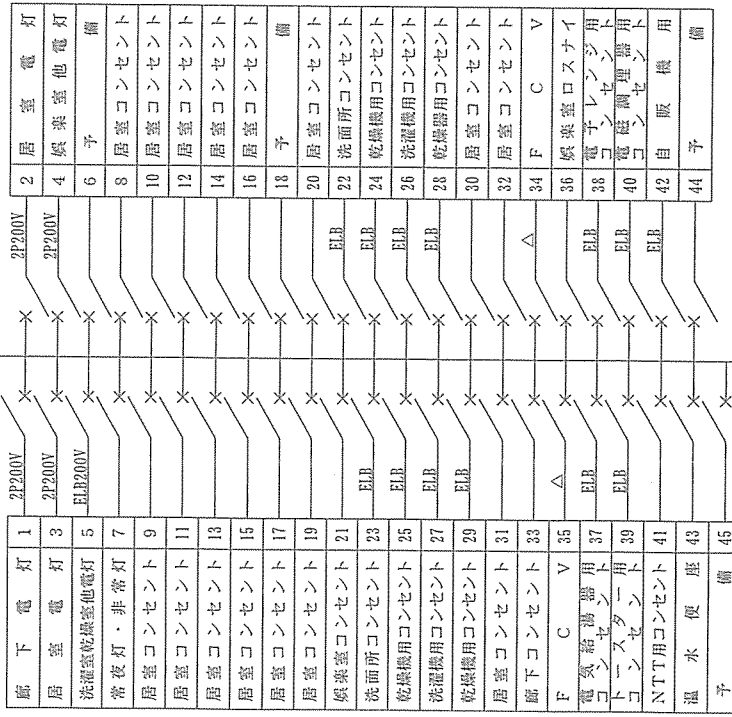
洗濯室③・乾燥室③ (改修後) 防災設備圖 S=1/60

件名	#5 隊舎内部改修工事	図番	22 / 32
種別	防災設備図 洗濯室①・乾燥室① (改修前) 洗濯室②・乾燥室② (改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修前分電盤結線図 (2L-1) S=1:X

キュービクルより
1φ3W200/100 50Hz

MCB3P
225/225AT



凡 例

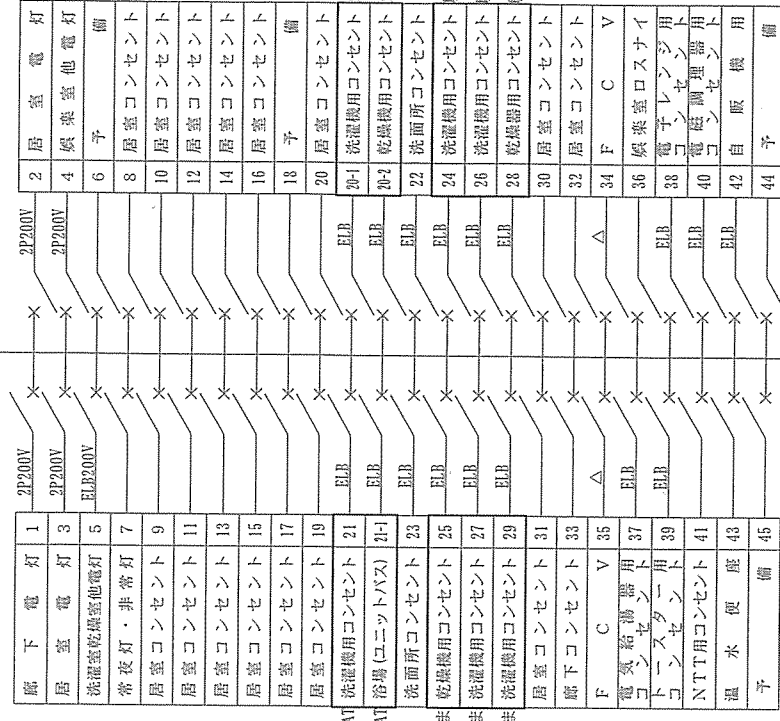
	MCB2P50/20AT
	ELB2P50/20AT
	MCB1P50/20AT
	リモコンリレー

2L-1

改修後分電盤結線図 (2L-1) S=1:X

キュービクルより
1φ3W200/100 50Hz

MCB3P
225/225AT



凡 例

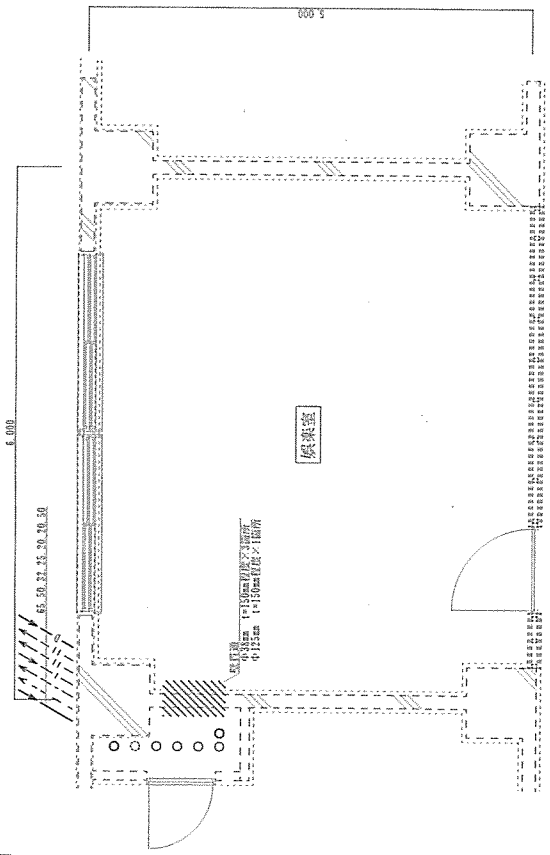
	MCB2P50/20AT
	ELB2P50/20AT
	MCB1P50/20AT
	リモコンリレー

2L-1

新設：ELB1P50/20AT
新設：ELB1P50/20AT
既存のまま
既存のまま
既存のまま

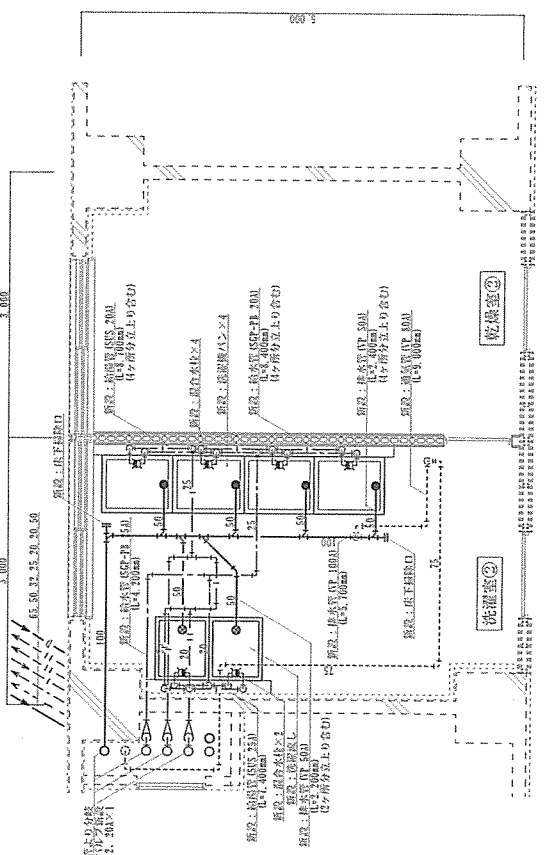
件名	#5隊舎内部改修工事	図番	23 / 32
種別	改修前後分電盤結線図 (2L-1)	縮尺	N/S
陸上自衛隊留駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修前

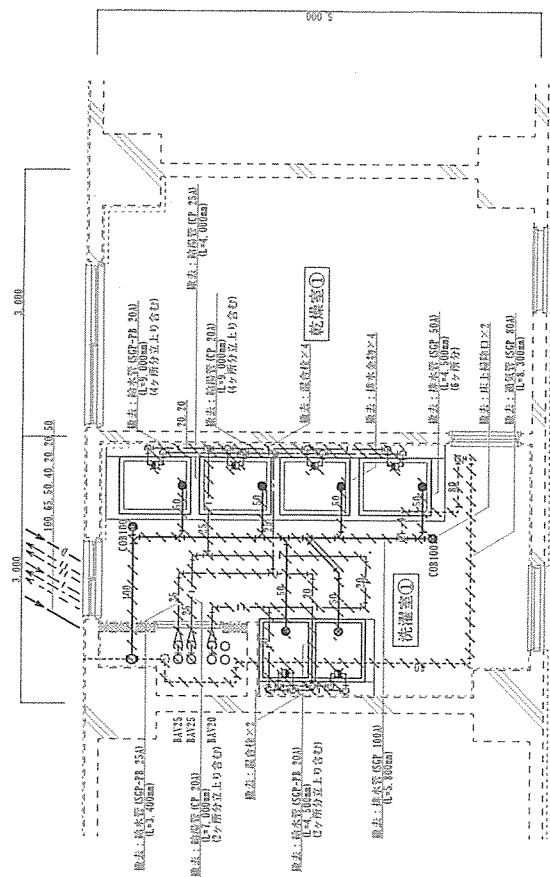


食堂室 (改修前) 給排水給湯配管図 S=1/60

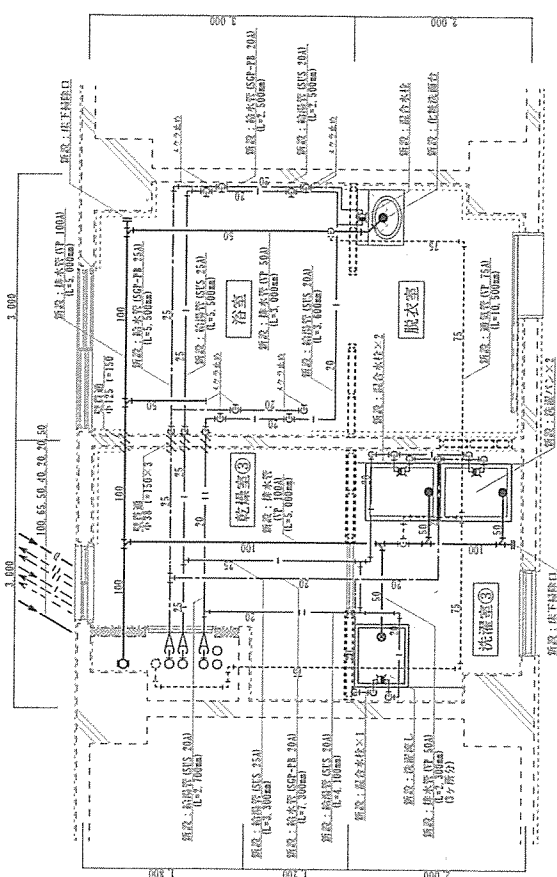
改修後



食堂室② (改修後) 給排水給湯配管図 S=1/60



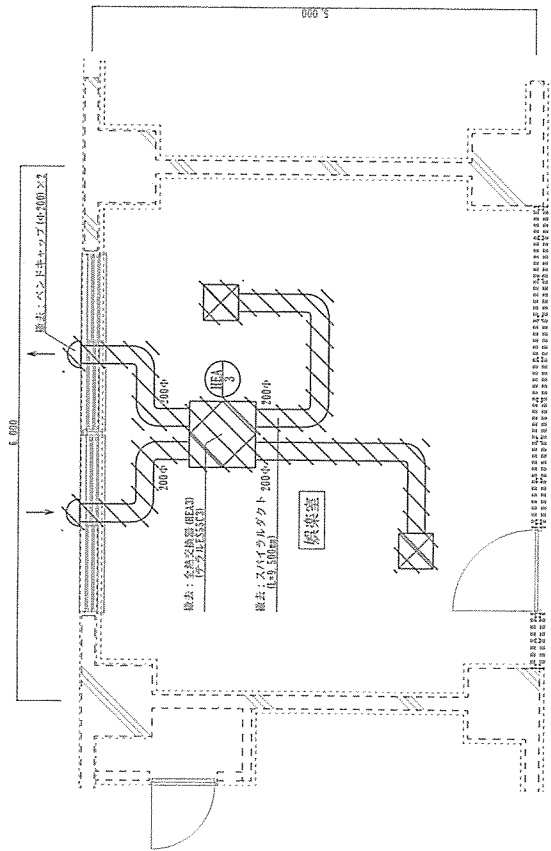
乾燥室① (改修前) 給排水給湯配管図 S=1/60



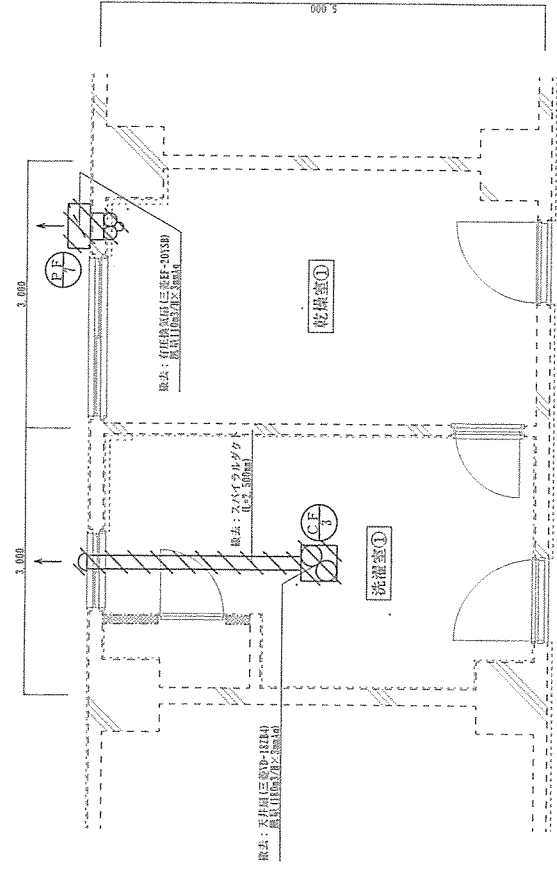
乾燥室③ (改修後) 給排水給湯配管図 S=1/60

作名	#5隊倉内部改修工事	図番	24 / 32
種別	給排水給湯配管図 乾燥室(改修前)・乾燥室(改修後)・浴室・洗面室(改修前)	縮尺	圖示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修前

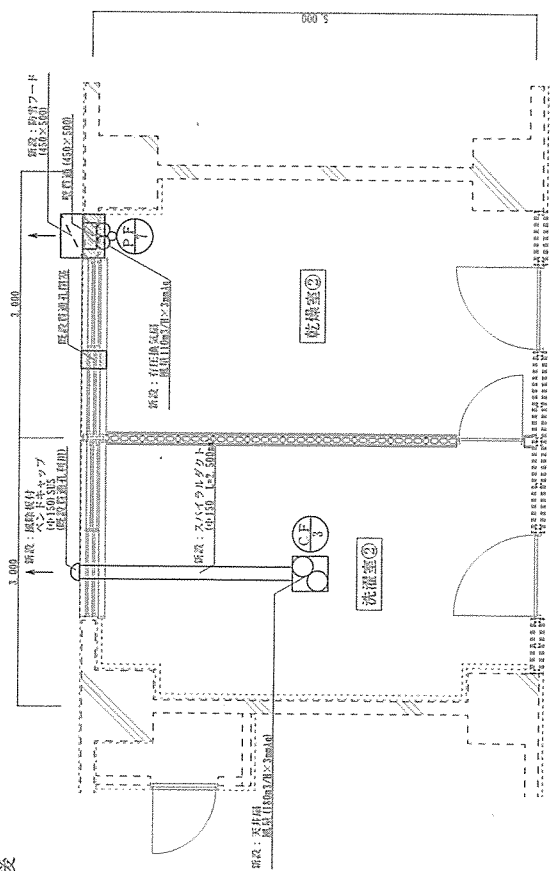


乾燥室 (改修前) 換気設備図 S=1/60

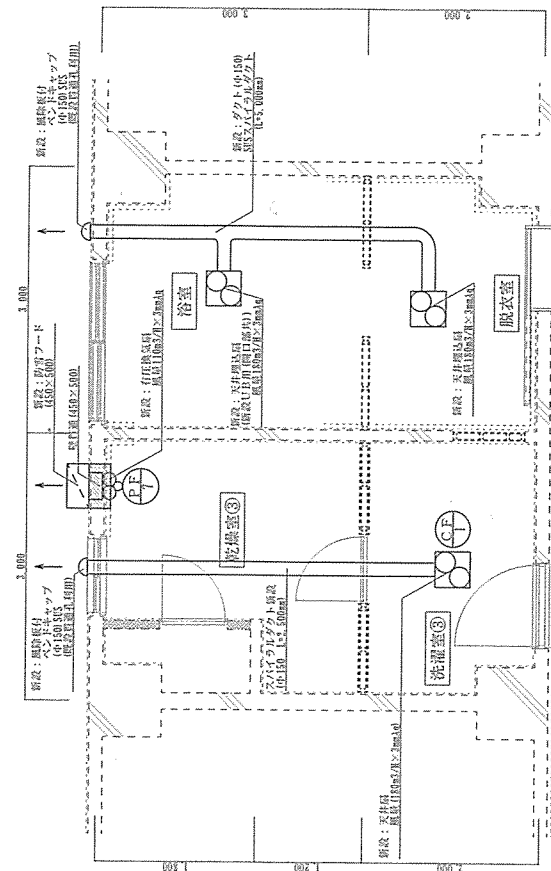


洗濯室①・乾燥室① (改修前) 換気設備図 S=1/60

改修後



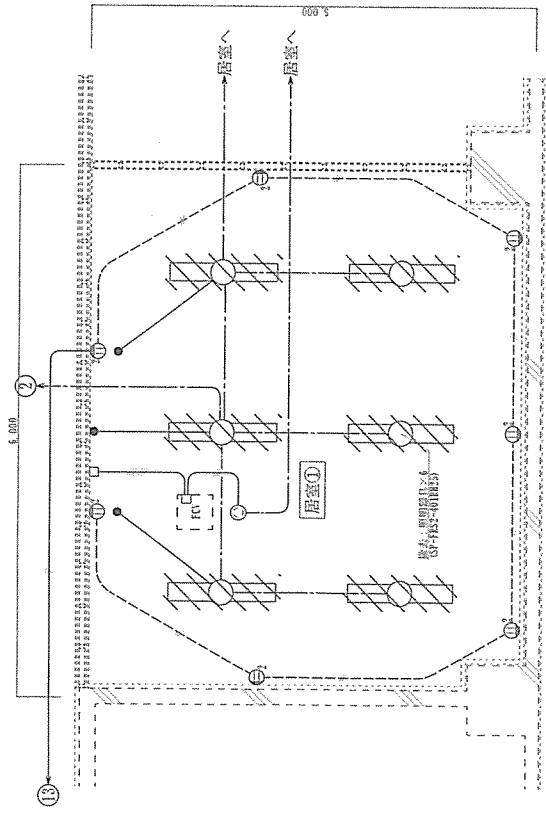
洗濯室②・乾燥室② (改修後) 換気設備図 S=1/60



洗濯室③・乾燥室③ (改修後) 換気設備図 S=1/60

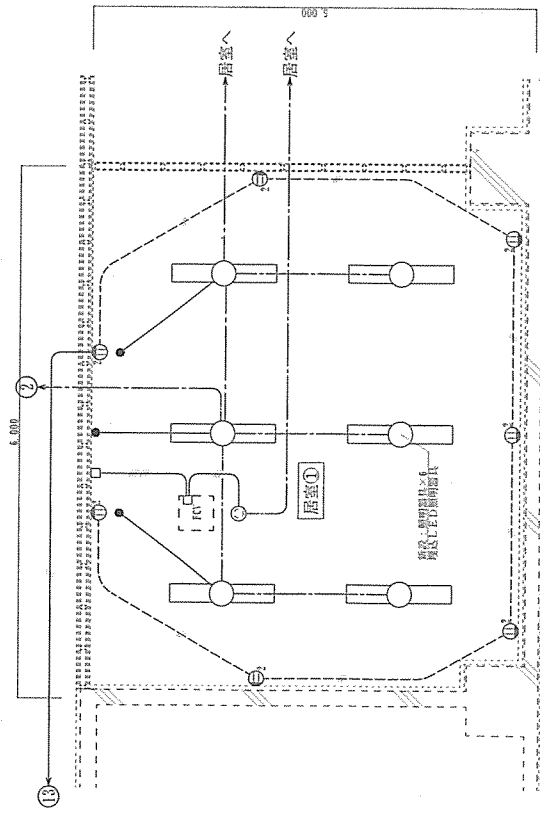
件名	#5 隊舎内部改修工事	図番	26 / 32
種別	換気設備図 乾燥室 (改修前) 洗濯室 (改修前) 乾燥室 (改修後) 洗濯室 (改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

改修前

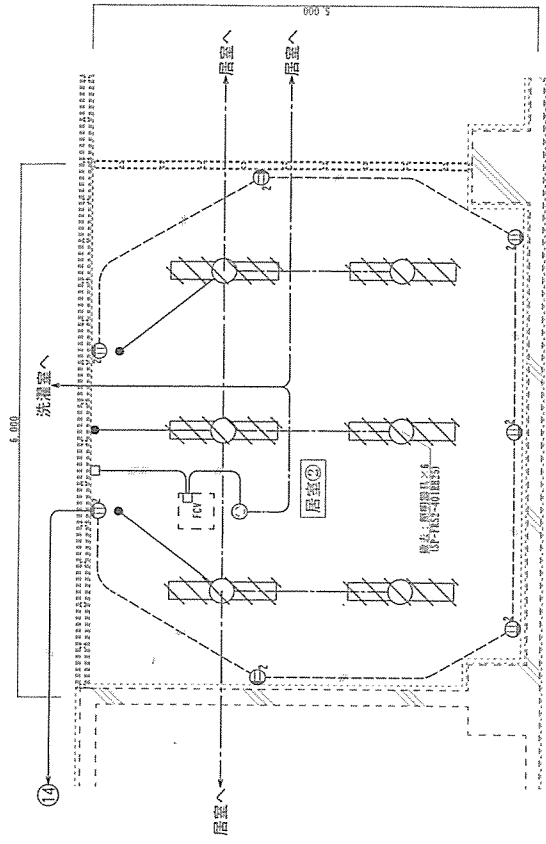


居室① (改修前) 電気設備図 S=1/60

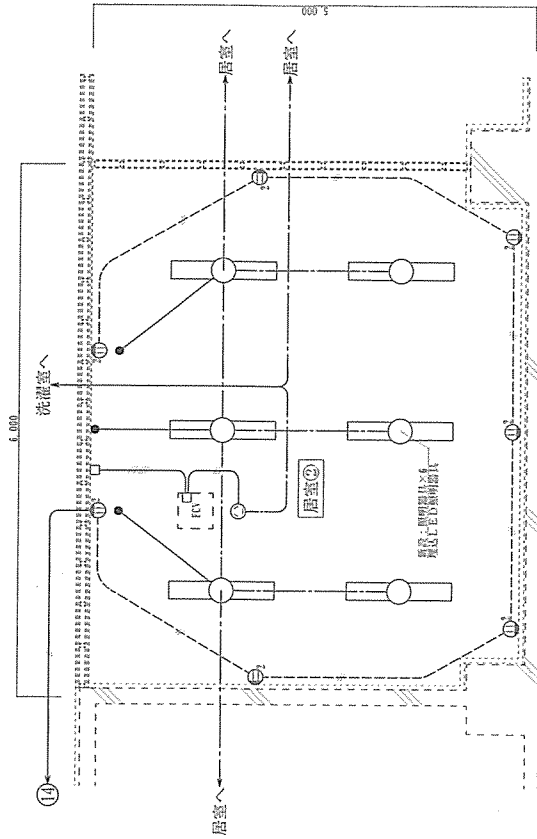
改修後



居室① (改修後) 電気設備図 S=1/60



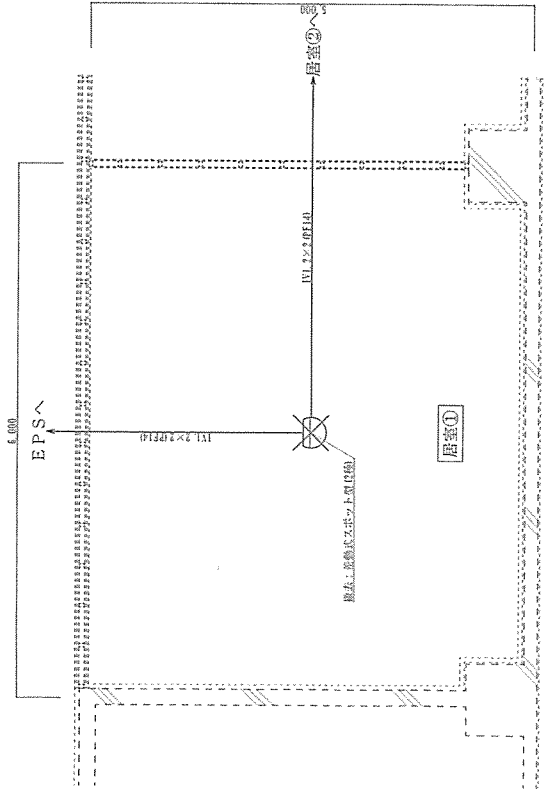
居室② (改修前) 電気設備図 S=1/60



居室② (改修後) 電気設備図 S=1/60

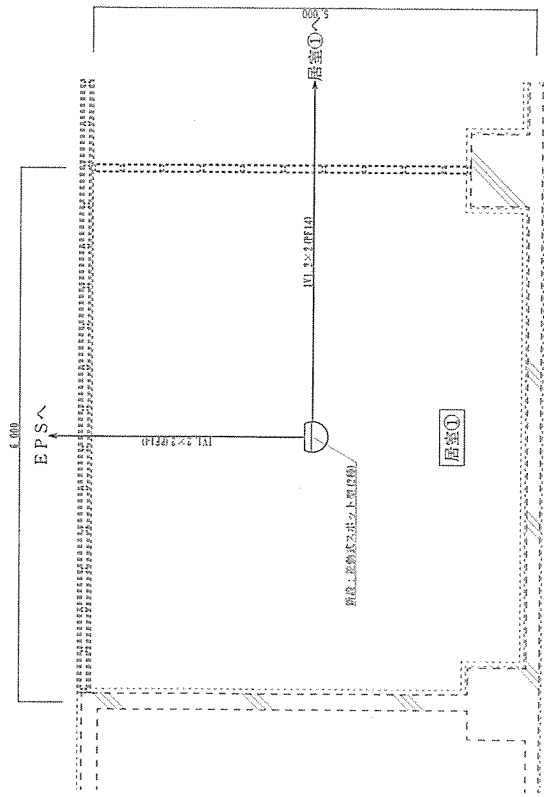
件名	#5隊舎内部改修工事	図番	27 / 32
種別	電気設備図 居室①・② (改修前・後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊			令和5年 7月20日

改修前

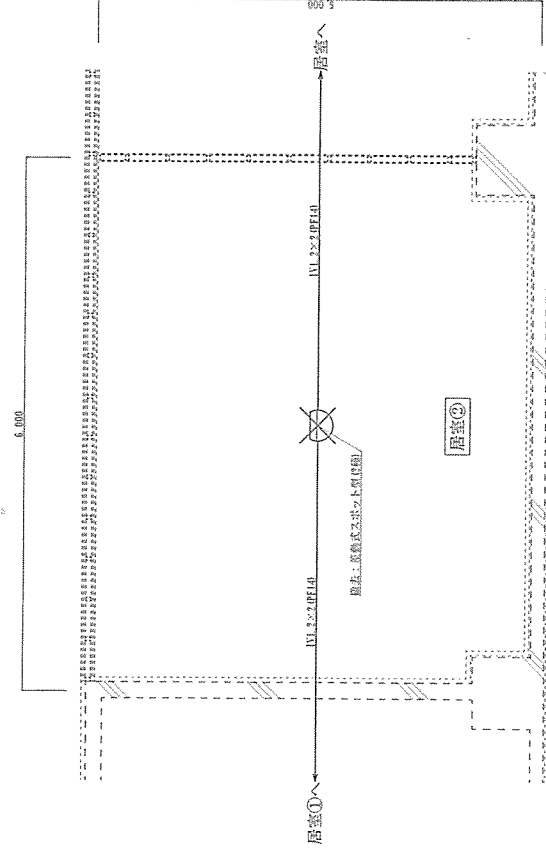


居室① (改修前) 防災設備図 S=1/60

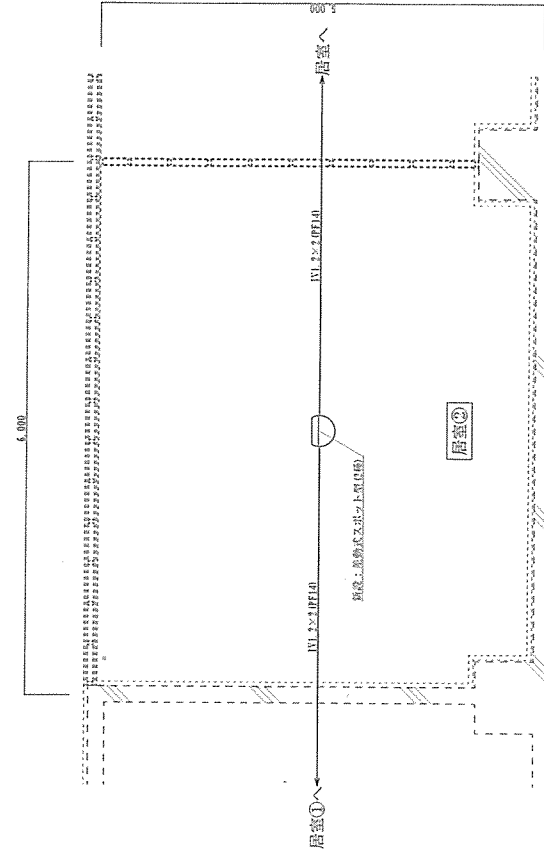
改修後



居室① (改修後) 防災設備図 S=1/60

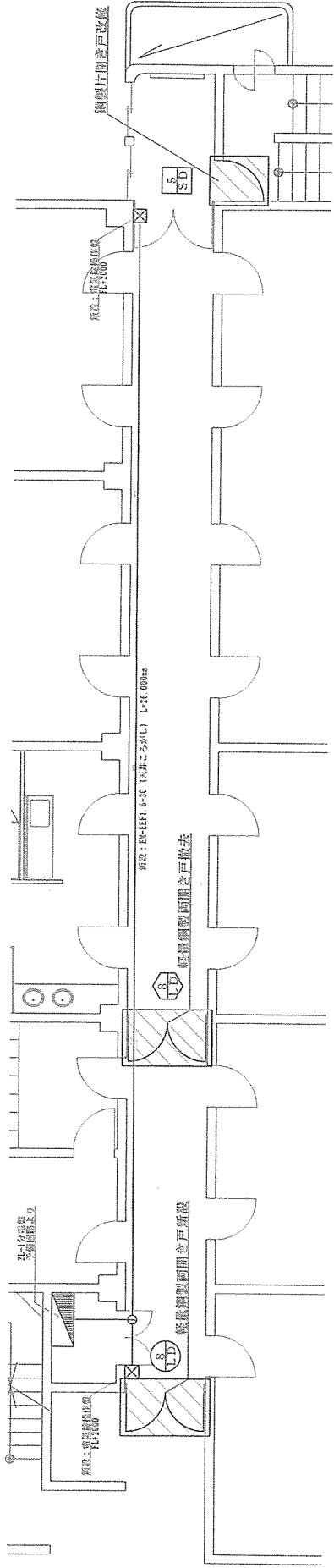


居室② (改修前) 防災設備図 S=1/60

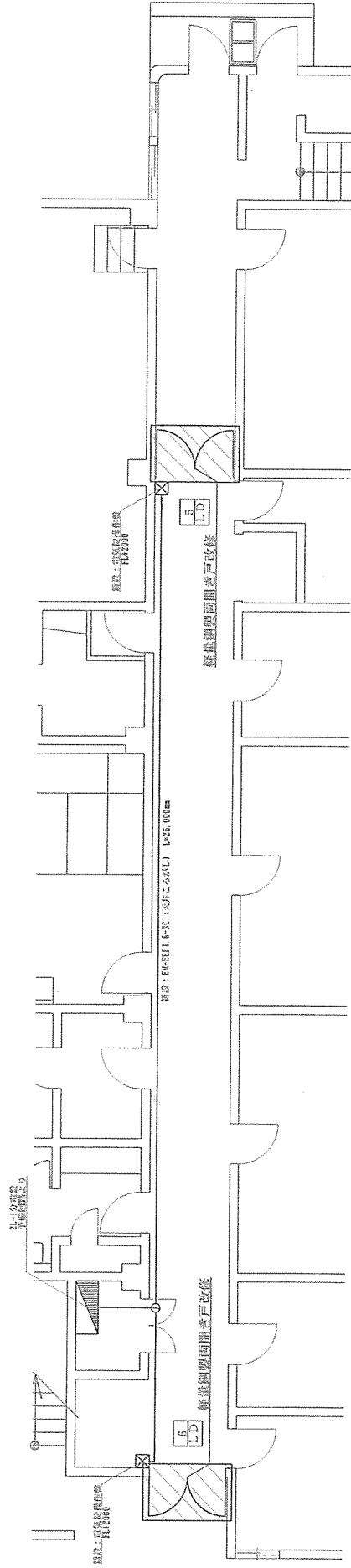


居室② (改修後) 防災設備図 S=1/60

件名	#5 隊舎内部改修工事	図番	28 / 32
種別	防災設備図 居室①・② (改修前・後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	



2階廊下平面図 (改修後) S=1/100



1階廊下平面図 (改修後) S=1/100

件名	#5隊舎内部改修工事	図番	29 / 32
種別	1・2階廊下平面図 (改修後)	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊 令和5年7月20日			

建具表 (撤去)

符号・名称	軽鋼製開き戸
位置	廊下
形状・寸法	
数量	1
見込	巾見込 120
材料・仕上	スチール・OP
荷子	型板ガラス t=4
金物	ステンレス丁番 (3枚)、ドアクローザー 戸当り、アナログ式テンキー錠
備考	LS改修箇所 224030

建具表 (新設)

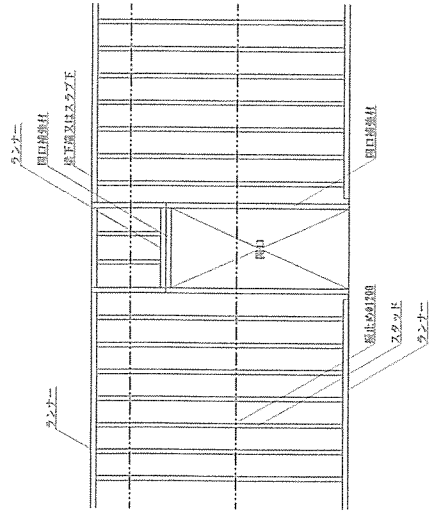
符号・名称	軽鋼製開き戸												
位置	廊下												
形状・寸法													
数量	1												
見込	巾見込 120												
材料・仕上	スチール・OP												
荷子	型板ガラス t=4												
金物	ステンレス丁番 (3枚)、ドアクローザー 戸当り												
備考													
電気錠取付	<table border="1"> <tr> <td>電気錠制御盤 (テンキー制御器組込)</td> <td>MIFA BAN-DS1+TRU2</td> </tr> <tr> <td>電気錠</td> <td>MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)</td> </tr> <tr> <td>テンキー操作器</td> <td>MIFA TKU-003 DCV</td> </tr> <tr> <td>面付ボックス</td> <td>MIFA TKU-003 BOX</td> </tr> <tr> <td>通電金具</td> <td>MIFA TEH-8</td> </tr> <tr> <td>電気錠用ステンレスプレート</td> <td>W150×H250 HL1.51</td> </tr> </table>	電気錠制御盤 (テンキー制御器組込)	MIFA BAN-DS1+TRU2	電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)	テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV	面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX	通電金具	MIFA TEH-8	電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51
電気錠制御盤 (テンキー制御器組込)	MIFA BAN-DS1+TRU2												
電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)												
テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV												
面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX												
通電金具	MIFA TEH-8												
電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51												

建具表 (改修)

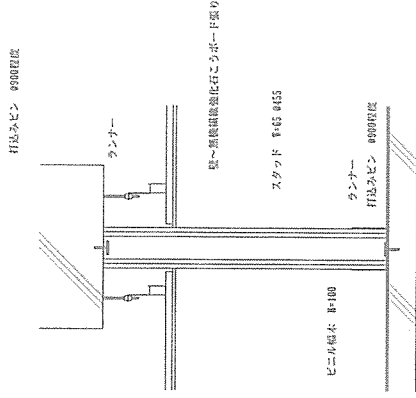
記号・数量	6 LD	軽鋼製開き戸	6 SD	鋼製片開き戸 (常時閉鎖式)	5 DD	軽鋼製開き戸																																																	
位置	廊下	軽鋼製開き戸	廊下	鋼製片開き戸 (常時閉鎖式)	廊下 (1F, 2F)	軽鋼製開き戸																																																	
形状・寸法																																																							
数量	1	1	1	1	1	1																																																	
見込	巾見込 120	巾見込 120	巾見込 70	巾見込 120	巾見込 120	巾見込 120																																																	
材料・仕上	スチール・OP	スチール・OP	アルミ製	スチール・OP	スチール・OP	スチール・OP																																																	
荷子	フロストガラス t=5 (H・F・I X・R)	フロストガラス t=5 (H・F・I X・R)	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4	型板ガラス t=4																																																	
金物	ステンレス丁番 (3枚)、ドアクローザー 戸当り、フランジ等とし	ステンレス丁番 (3枚)、ドアクローザー 戸当り、フランジ等とし	ステンレス丁番 (3枚)、ドアクローザー 戸当り、錠錠、他メーカー指定品	ステンレス丁番 (3枚)、ドアクローザー 戸当り、フランジ等とし	ステンレス丁番 (3枚)、ドアクローザー 戸当り、フランジ等とし	ステンレス丁番 (3枚)、ドアクローザー 戸当り、フランジ等とし																																																	
備考	本館シンダガー錠、ステンレス引手 (L-300)					本館辛ノロック錠、他メーカー指定品																																																	
改修内容	電気錠制御盤 (テンキー制御器組込)	MIFA BAN-DS1+TRU2	電気錠制御盤 (テンキー制御器組込)	MIFA BAN-DS1+TRU2	電気錠制御盤 (テンキー制御器組込)	MIFA BAN-DS1+TRU2																																																	
電気錠取付	<table border="1"> <tr> <td>電気錠</td> <td>MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)</td> </tr> <tr> <td>テンキー操作器</td> <td>MIFA TKU-003 DCV</td> </tr> <tr> <td>面付ボックス</td> <td>MIFA TKU-003 BOX</td> </tr> <tr> <td>通電金具</td> <td>MIFA TEH-8</td> </tr> <tr> <td>電気錠用ステンレスプレート</td> <td>W150×H250 HL1.51</td> </tr> </table>	電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)	テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV	面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX	通電金具	MIFA TEH-8	電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51	<table border="1"> <tr> <td>電気錠</td> <td>MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)</td> </tr> <tr> <td>テンキー操作器</td> <td>MIFA TKU-003 DCV</td> </tr> <tr> <td>面付ボックス</td> <td>MIFA TKU-003 BOX</td> </tr> <tr> <td>通電金具</td> <td>MIFA TEH-8</td> </tr> <tr> <td>電気錠用ステンレスプレート</td> <td>W150×H250 HL1.51</td> </tr> </table>	電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)	テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV	面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX	通電金具	MIFA TEH-8	電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51	<table border="1"> <tr> <td>電気錠</td> <td>MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)</td> </tr> <tr> <td>テンキー操作器</td> <td>MIFA TKU-003 DCV</td> </tr> <tr> <td>面付ボックス</td> <td>MIFA TKU-003 BOX</td> </tr> <tr> <td>通電金具</td> <td>MIFA TEH-8</td> </tr> <tr> <td>電気錠用ステンレスプレート</td> <td>W150×H250 HL1.51</td> </tr> </table>	電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)	テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV	面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX	通電金具	MIFA TEH-8	電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51	<table border="1"> <tr> <td>電気錠</td> <td>MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)</td> </tr> <tr> <td>テンキー操作器</td> <td>MIFA TKU-003 DCV</td> </tr> <tr> <td>面付ボックス</td> <td>MIFA TKU-003 BOX</td> </tr> <tr> <td>通電金具</td> <td>MIFA TEH-8</td> </tr> <tr> <td>電気錠用ステンレスプレート</td> <td>W150×H250 HL1.51</td> </tr> </table>	電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)	テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV	面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX	通電金具	MIFA TEH-8	電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51	<table border="1"> <tr> <td>電気錠</td> <td>MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)</td> </tr> <tr> <td>テンキー操作器</td> <td>MIFA TKU-003 DCV</td> </tr> <tr> <td>面付ボックス</td> <td>MIFA TKU-003 BOX</td> </tr> <tr> <td>通電金具</td> <td>MIFA TEH-8</td> </tr> <tr> <td>電気錠用ステンレスプレート</td> <td>W150×H250 HL1.51</td> </tr> </table>	電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)	テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV	面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX	通電金具	MIFA TEH-8	電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51
電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)																																																						
テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV																																																						
面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX																																																						
通電金具	MIFA TEH-8																																																						
電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51																																																						
電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)																																																						
テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV																																																						
面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX																																																						
通電金具	MIFA TEH-8																																																						
電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51																																																						
電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)																																																						
テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV																																																						
面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX																																																						
通電金具	MIFA TEH-8																																																						
電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51																																																						
電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)																																																						
テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV																																																						
面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX																																																						
通電金具	MIFA TEH-8																																																						
電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51																																																						
電気錠	MIFA U9AT50-2 BS/76 (ST)																																																						
テンキー操作器	MIFA TKU-003 DCV																																																						
面付ボックス	MIFA TKU-003 BOX																																																						
通電金具	MIFA TEH-8																																																						
電気錠用ステンレスプレート	W150×H250 HL1.51																																																						

件名	#5 隊舎内部改修工事	図番	30 / 32
種別	建具表 ②	縮尺	1/80
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		令和5年 7月20日	

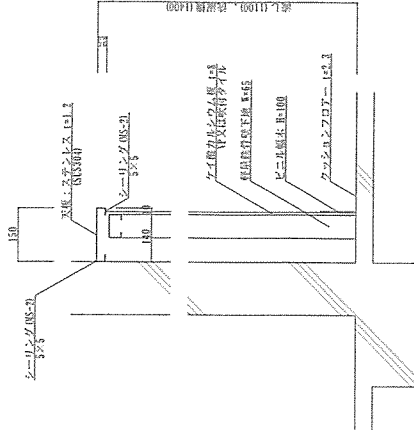
軽量鉄骨間仕切壁開口補強詳細図 S=1/60



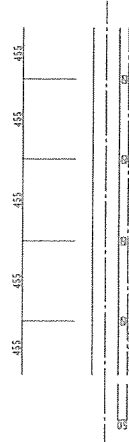
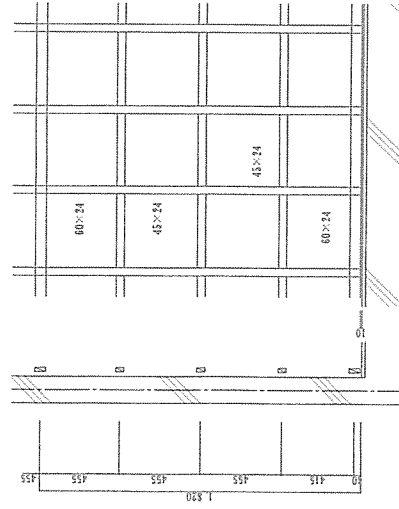
軽量鉄骨間仕切壁詳細図 S=1/15



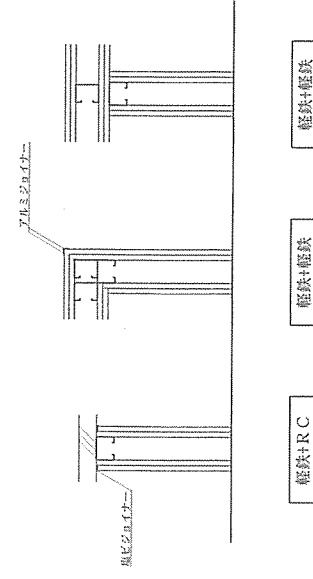
カーバンバック詳細図 S=1/15



木胴縁割付図 S=1/20



壁取合詳細図 S=1/15



※本図等は相対高さとする
※木の交差部は接着剤併用の上釘止め(2本止め)

件名	#5隊倉内部改修工事	図面	31
種別	雑詳細図①	番号	32
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊		縮尺	図示
令和5年 7月20日			

入札説明書

第346会計隊の#5隊舎内部改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和5年9月15日

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊留萌駐屯地

第346会計隊長 松島 聡

〒077-0015 北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地

3 工事概要

(1) 工事名

#5隊舎内部改修工事

(2) 工事場所 北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地 陸上自衛隊留萌駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり

(4) 工期

令和6年3月22日

(5) その他

ア 本工事は、工事内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」又は「管工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省関係機関資格審査結果において「建築一式」に係る等級が「D以上」又は「管工事」に係る等級が「B以上」であること。

(5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本工事と同様の実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出費比率が20%以上のものに限る。）

(6) (5)の施行実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、後期別に明示すること。）

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 建築一式又は管工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。

イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成品である場合を除く。）

- (11) 北海道内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 担当部署

(1) 入札に関する事項

〒077-0015 北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地
陸上自衛隊留萌駐屯地 第346会計隊 担当 小松
TEL 0164-42-2655（内線746）
FAX 0164-42-2655（内線408）

(2) 仕様書等に関する事項

陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊管理科 津村
TEL 0164-42-2655（内線319）

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

- ア 提出期間 令和5年9月15日から令和5年9月26日まで（行政機関の休日を除く）の午前8時15分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）
- イ 提出方法 持参又は郵送等で提出すること。
- ウ 提出場所 5に同じ。

- (2) 申請書は、別紙第1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成19年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績

(別紙第2)」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、別紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間(予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)期間を含む。)において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施行実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和5年10月1日までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 令和5年10月6日 午後5時
 - イ 提出場所 上記5に同じ。
 - ウ 提出方法 書面（様式は自由）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和5年10月10日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
 - ア 提出期間 令和5年9月15日から令和5年9月29日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで。ただし、持参する場合は正午から午後1時までの間を除く。
 - イ 提出場所 上記5に同じ。
 - ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。
 - ア 期間
令和5年9月29日から令和5年10月6日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで。
 - イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。
- (2) 入札書の提出期間、提出場所等
 - ア 提出期間
令和5年10月11日 午後5時まで
 - イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を別々の封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部署に必ず電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除。（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）また、契約者は金融機関若しくは保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券を提出すること。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金の10分の3以上）とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要、単位、単価、金額等を記載したものとする。
 - イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよい

ものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間 上記9 (2) アに同じ。

イ 提出方法 上記9 (2) ウを参照。

ウ 提出場所 上記5に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 工事費内訳明細書の確認の結果、別表第5の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和5年10月13日 9時30分

イ 開札場所 陸上自衛隊留萌駐屯地 談話室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

- イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時に上記4に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第346会計隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに

掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 契約書作成の要否等

別紙第6「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

18 火災保険付保の要否

要

19 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

20 関連情報を入手するための照会窓口

現地確認等を希望する者は上記5へ申し出る。

21 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は別紙第1の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築設備数量積算基準(平成29年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準(平成29年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領(令和3年版)整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 通信工事

「防衛施設設備積算要領(令和3年版)整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領(令和3年版)整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(平成30年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

進番	名称	適用	数量	単位	小計	工事範囲	場所	計算式	図面番号	備考
1	鋪止め盛り	A種・A種	18.44	m ²	3.320	LD1	(0.9*2-0.7*0.2)*2	17		
					3.320	LD3A	(0.9*2-0.7*0.2)*2	17		
					3.320	LD4	(0.9*2-0.7*0.2)*2	17		
					3.320	LD7	(0.9*2-0.7*0.2)*2	17		
					5.160	LD8	(1.64*2-0.5*0.7*2)*2	30		
2	SOP塗り	1種・B種	18.44	m ²	18.440		同上			
3	EP塗り	B種	124.72	m ²	34.200	廊下	6*2.4-0.9*2-0.9*2+6*2.4-0.9*2-0.9*2+6*2.4-0.9*2	7, 10, 11, 13		
					46.162	居室①	(6*5+6*5)*2.4-0.9*2-3.87*1.25	14		
					124.724	居室②	(6*5+6*5)*2.4-0.9*2*2-3.87*1.25	16		
4	NAD塗り	B種	103.63	m ²	15.000	洗濯室②	3*5	5		
					46.628	乾燥室②	3*3.26-1.865*1.25+5*3.26+3*3.26-0.9*2+5*3.26-0.7*2	7		
					36.000	乾燥室③	3*3.26-0.8*1.25+3*3.26+3*3.26-0.7*2+3*3.26-0.6*1.2	10		
					6.000	洗濯室④	3*2	8		
					103.628					
(3)	内外装									
1	壁紙張り	壁・プラスチック程度	21.20	m ²	21.200	脱衣室	3*2.7-0.8*2.5+2*2.7+3*2.7-1.9*2+2*2.7	11		
2	壁紙張り	天井・プラスチック程度	6.00	m ²	6.000	脱衣室	3*2	8		
3	壁紙養生シート張り	B種	27.20	m ²	27.200	脱衣室	(9)+(8)2	8, 11		
4	ビニル幅木(ソフト幅木)	厚2.0mm 養層ビニル床シート 無地 FS	27.00	m ²	27.000	洗濯室②、③、脱衣室	3*5+3*2+3*2	5, 8		
5	塗床	H100mm	36.00	m	36.000	洗濯室②、③、脱衣室	3*5+3*5+3*2+3*2+3*2+3*2	7, 10, 11		
6	塗床	一般床 ウレタン系 防塵塗床	24.00	m ²	24.000	乾燥室②、③	3*5+3*3	5, 8		
7	強化せつこうボード張り	一般床 強化せつこうボード厚21+21	35.52	m ²	35.520		(4)*2に同じ	7, 14		
8	天井 不燃化粧せつこうボード張り	厚9.5mm 不燃 突付	60.00	m ²	60.000	居室①、②	6*5+6*5	12, 15		
9	壁 けい酸カルシウム板張り	厚8.0mm 不燃 突付	32.32	m ²	32.320		(4)*2に同じ	10, 11		
10	天井 けい酸カルシウム板張り	厚6.0mm 不燃 突付	27.00	m ²	27.000	洗濯室②、③、脱衣室	(4)5に同じ	5, 8		
11	床電キシステム	床高さFL+300mm	6.00	m ²	6.000	脱衣室	3*2	8		
(9)	仕上げユニット									
1	壁名札		8.00	枚	8.000		洗濯室②、③、乾燥室②、③、脱衣室、浴場、居室①②		5, 8, 12, 15	
2	脱衣棚		1.00	台	1.000		脱衣室		8	
3	靴棚		1.00	台	1.000		脱衣室		8	
4	物干し金物		2.00	台	2.000		乾燥室②、③		5, 8	
II	建築工事 (改修非掛り)									
(1)	仮設工事									
1	養生 (内部改修)	養生改修	120.00	m ²	120.000	乾燥室②、③、脱衣室②、③	6*5+6*5+12*5		4	
2	養生 (内部改修)	養生改修	120.00	m ²	120.000	同上	同上		4	
3	整理清掃後片付け (内部改修)	養生改修	120.00	m ²	120.000	同上	同上		4	
4	内部柱上足場 (高さ4.0m以下 脚立足場 改修)	一般	120.00	m ²	120.000	同上	同上		4	
(2)	撤去工事									
1	コンクリート撤去	無筋・コンクリートブローカ	1.01	m ³	1.012	カラントバス	0.15*1.1*1.3+0.15*1.4*3.8		9	
2	床タイル撤去	下地モルタル	13.47	m ²	13.470	洗濯室①	3*5-1.8*0.85		8	
3	ビニル床タイル撤去	一般	90.00	m ²	90.000	乾燥室②	6*5+6*5+6*5		5, 12, 15	
4	ビニル幅木撤去	一般	66.00	m	66.000	乾燥室②、③	6*5+6*5+6*5+6*5+6*5+6*5		6, 13, 16	
5	壁タイル撤去	下地モルタル共	1.60	m ²	1.600	洗濯室①	(3*5+3*4)*0.1		9	
6	壁合板・ボード撤去	一重張り・一般	102.57	m ²	33.562	乾燥室①	6*2.4-3.87*1.25+5*2.4+5*2.4		6	
					32.880	洗濯室①	3*2.35-0.8*1.25+5*2.35-0.7*2+3*2.4-0.9*2+5*2.35-0.6*1.2		9	
					36.175	乾燥室①	3*2.6-1.78*1.25+5*2.6+3*2.6-0.9*2+6*2.6-0.7*2		9	
					102.567					
7	壁合板・ボード撤去	二重張り・一般	46.80	m ²	46.800	乾燥室①	(6*2.4-0.9*2)*2+(6*2.4-0.9*2-0.9*2)*2		6, 13	
8	壁下地撤去		131.62	m ²	46.162	乾燥室①	6*2.4-3.87*1.25+5*2.4+6*2.4-0.9*2+5*2.4		6	
					33.080	洗濯室①	3*2.35-0.8*1.25+5*2.35-0.7*2+3*2.4-0.9*2+5*2.4-0.6*1.2		9	
					5.575	乾燥室①	3*2.6-1.78*1.25		9	

進番	名称	適用	数量	単位	小計	工事範囲	料算式		備考
							場所	図面番号	
1	スボット型感知器	1種 防水 圧温式	5.00	個	5.000		洗濯室②、乾燥室②、洗濯室③、脱衣室	22	
2	スボット型感知器	1種 防水 差動式	2.00	個	2.000		居室①、②	28	
IV	電気設備工事(改修歩掛り)								
(1)	撤去工事								
1	600V絶縁電線	IV1.2mm	12.70	m	12.700		5.7+3+4	22	
2	600V絶縁電線	IV1.6mm	157.90	m	30.000		2+6+3+6	21	
					51.600		3.8+3+4.2+3+2.2+3+4+3+3+3	21	
					76.300		4.8+3+8.5+2+1.7+3+4.5+6+1.7+4+1.2+5	21	
3	600V絶縁電線	IV2.0mm	175.40	m	157.900		9.7+2	21	
					156.000		6.5+4+6	21	
8	600V絶縁ケーブル	天井、ピント内配線 1.6mm-3C	17.30	m	17.300				
9	蛍光灯器具	露出形 FL 40W×1	3.00	個	3.000		3.5+4+4+5.7	21	
10	蛍光灯器具	埋込形 FL 40W×1	14.00	個	14.000		乾燥室①×3	21	
11	蛍光灯器具	埋込形 FL 40W×3	6.00	個	6.000		洗面所①居室①②	21,27	
12	スイッチ	1P15A×2	1.00	個	1.000		乾燥室×6	21	
13	スイッチ	1P15A×3	2.00	個	2.000		乾燥室×1	21	
14	コンセント	連用形 2P15A×2	3.00	個	3.000		洗濯室×1、乾燥室×1	21	
15	コンセント	連用形 2P15A×1(接地端子付)	7.00	個	7.000		乾燥室×3	21	
16	コンセント	2P15A×1	5.00	個	5.000		洗濯室×6、乾燥室×1	21	
17	スボット型感知器	圧温式	2.00	個	2.000		乾燥室×2、洗濯室×2、乾燥室×1	21	
18	スボット型感知器	差動式	1.00	個	1.000		洗濯室×1、乾燥室×1	22	
V	機械設備工事(新営歩掛り)								
(1)	配管工事								
1	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB 20A 屋内一般配管	18.20	m	8.400		洗濯室②	24	
					7.300		洗濯室③	24	
					2.500		浴室	24	
2	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB 25A 屋内一般配管	9.70	m	18.200				
					4.200		洗濯室②	24	
					5.500		浴室	24	
3	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)	STPG-370-S-H 20A 屋内一般	16.00	m	9.700		洗濯室②	25	
					7.000		洗濯室③	25	
					9.000		6+1		
4	配管用炭素鋼鋼管(黒)	SGP-黒 25A 屋内一般	2.00	m	16.000		7.5+1.5		
					1.000		1	25	
					2.000		1	25	
5	配管用炭素鋼鋼管(黒)	SGP-黒 40A 屋内一般	13.50	m	6.000		6	25	
					7.500		7.5	25	
6	一般配管用ステンレス鋼管	拡管式接合 20A 屋内一般	21.60	m	13.500				
					8.700		8.7	24	
					6.800		2.7+4.1	24	
					6.100		3.6+2.5	24	
7	一般配管用ステンレス鋼管	拡管式接合 25A 屋内一般	16.20	m	21.600				
					7.400		7.4	24	
					3.300		3.3	24	
					5.500		5.5	24	
8	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	屋内一般 50A	9.90	m	16.200				
					4.600		2.4+2.2	24	
					2.300		2.3	24	
					3.000		3	24	
					9.900			24	

進番	名称	適用	数量	単位	小計	工事範囲		計算式		備考
						工事範囲	場所	場所	備考	
9	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡3層管	屋内一般 75A	19.50	m	9.000		洗濯室②	9		24
					10.500		洗濯室③	10.5		24
10	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡3層管	屋内一般 100A	15.70	m	5.700		洗濯室②	5.7		24
					5.000		洗濯室③	5		24
					5.000		浴室	5		24
(2)	配管付属品工事				15.700					
1	ボール弁	20A	1.00	個	1.000		洗濯室②			24
2	ボール弁	25A	2.00	個	2.000		洗濯室②			24
3	仕切弁	25A	2.00	個	2.000		乾燥室③			25
(3)	配管工事									
1	配管保温	給水管20A(天井内 ポリウレタンフォーム20mm)	18.20	m	18.200			(1)1におなじ		24
2	配管保温	給水管25A(天井内 ポリウレタンフォーム20mm)	9.70	m	9.700			(1)2におなじ		24
3	配管保温	給湯管15A(天井内 クラスカーP20mm)	21.60	m	21.600			(1)6におなじ		24
4	配管保温	給湯管20A(天井内 クラスカーP20mm)	16.20	m	16.200			(1)7におなじ		24
5	配管保温	排水管50A(天井内 クラスカーP20mm)	9.90	m	9.900			(1)8におなじ		24
6	配管保温	排水管100A(天井内 クラスカーP25mm)	15.70	m	15.700			(1)10におなじ		24
7	スパイラルダクト保温	スパイラルダクトφ150(室内側・外側 クラスカーP25mm)	10.00	m	10.000		洗濯室③、浴室	2.5*2.5*5		26
(4)	塗装及び防錆工事									
1	配管塗装	配管用炭素鋼管(黒管)、露出(酸素)20A	16.00	m	16.000			(1)3におなじ		25
2	配管塗装	配管用炭素鋼管(黒管)、露出(酸素)25A	2.00	m	2.000			(1)4におなじ		25
3	配管塗装	配管用炭素鋼管(黒管)、露出(酸素)40A	13.50	m	13.500			(1)5におなじ		25
(5)	空気調和機設備工事									
1	ファンコンベクター	ファンコンベクター	3.00	台	3.000		洗濯室③、脱衣室	洗濯室②×1、洗濯室③×1、脱衣室×1		25
2	ユニットヒーター	ファンヒーター兼用	1.00	台	1.000		乾燥室③	乾燥室④×1		25
3	ユニットヒーター	ファンヒーター兼用	1.00	台	1.000		乾燥室④	乾燥室⑤×1		25
4	天井埋込換気扇	洗濯室スパイプファン	2.00	台	2.000		洗濯室③	洗濯室②×1、洗濯室③×1		26
5	天井埋込有圧換気扇	UB、パイプファン	2.00	台	2.000		浴場、脱衣室	浴場×1、脱衣室×1		26
6	有圧換気扇	有圧換気扇	2.00	台	2.000		乾燥室③	乾燥室②×1、乾燥室③×1		26
(6)	ダクト設備工事									
1	スパイラルダクト	ダクトφ150mm、板厚0.5mm	10.00	m	10.000		洗濯室③、浴室	2.5*2.5*5		26
(7)	自動制御設備工事									
1	浴槽用デジタル温度計	ユニットバス内壁	1.00	台	1.000		浴場			18
2	水温センサー	ユニットバス内壁	1.00	台	1.000		浴場			18
(8)	衛生器具設備工事									
1	ユニットバス	図示	1.00	式	1.000		浴場			18
2	洗面化粧台	自動混合水栓	1.00	組	1.000		脱衣室	脱衣室×1		24
3	洗濯機パン	トラップ付	6.00	個	6.000		洗濯室③	洗濯室②×4、洗濯室③×2		24
4	洗濯用流し	幅 901~1200mm	3.00	個	3.000		洗濯室④	洗濯室②×2、洗濯室③×1		24
5	混合水栓		4.00	個	4.000		洗濯室③、脱衣室	洗濯室②×2、洗濯室③×1、脱衣室×1		24
6	洗濯用混合水栓		6.00	個	6.000		洗濯室④	洗濯室②×4、洗濯室③×2		24
7	床下掃除口	100	4.00	個	4.000		洗濯室③、浴室	洗濯室②×2、洗濯室③×1、浴室×1		24
VI	機械設備工事(改修歩掛り)									
(1)	手はつり	貫通口径0.3m、コンクリート厚150mm	2.00	箇所	2.000		乾燥室③	乾燥室②×1乾燥室③×1		26
2	機械はつり	貫通口径32mm、コンクリート厚150mm	1.00	箇所	1.000		洗濯室②	洗濯室②×1		25
3	機械はつり	貫通口径38mm、コンクリート厚150mm	6.00	箇所	6.000		乾燥室、乾燥室③	乾燥室×3、乾燥室③×3		24
4	機械はつり	貫通口径50mm、コンクリート厚150mm	1.00	箇所	1.000		洗濯室②	洗濯室②×1		25
5	機械はつり	貫通口径75mm、コンクリート厚150mm	1.00	箇所	1.000		乾燥室	乾燥室×1		25
6	機械はつり	貫通口径125mm、コンクリート厚150mm	2.00	箇所	2.000		洗濯室②、乾燥室③	洗濯室②×1、乾燥室③×1		24
(2)	撤去工事									
1	水道用硬質塩化ビニルパイプ鋼管撤去	機械室・便所配管 20A	13.50	m	13.500		洗濯室①	4.5*9		24

連番	名称	適用	数量	単位	小社	工事範囲	計算式		備考
							場所	図面番号	
2	水道用硬塩化ビニルパイニング銅管撤去	機械室・便所配管 25A	3.40	m	3.400	洗灌室①	3.4		24
3	圧力配管用炭素鋼管(黒)撤去	屋内一般配管 20A	11.30	m	11.300	機械室、洗灌室①、乾掃室①	2+4.5+4.8		25
4	配管用炭素鋼管(黒)撤去	屋内一般配管 25A	9.50	m	9.500	機械室、洗灌室①、乾掃室①	2+1.5+6		25
5	配管用炭素鋼管(黒)撤去	屋内一般配管 40A	6.00	m	6.000	乾掃室①	6		25
6	配管用炭素鋼管(白)撤去	機械室・便所配管 50A	4.50	m	4.500	洗灌室①	4.5		24
7	配管用炭素鋼管(白)撤去	機械室・便所配管 100A	5.80	m	5.800	洗灌室①	5.8		24
8	配管用炭素鋼管(白)撤去	機械室・便所配管 80A	8.30	箇所	8.300	洗灌室①	8.3		24
9	銅管(M)	機械室・便所配管 15	16.00	箇所	16.000	洗灌室①	7+9		24
10	銅管(M)	機械室・便所配管 20	4.00	箇所	4.000	洗灌室①	4		24
11	給水管保温撤去	ポリスチレンフォームΔ20A	13.50	箇所	13.500	洗灌室①	(2)11におなじ		24
12	給水管保温撤去	ポリスチレンフォームΔ25A	3.40	箇所	3.400	洗灌室①	(2)2におなじ		24
13	給湯管保温撤去	グラスウール15A	16.00	箇所	16.000	洗灌室①	(2)9におなじ		24
14	給湯管保温撤去	グラスウール20A	4.00	箇所	4.000	洗灌室①	(2)10におなじ		24
15	排水管保温撤去	グラスウール50A	4.50	台	4.500	洗灌室①	(2)10におなじ		24
16	排水管保温撤去	グラスウール100A	5.80	m	5.800	洗灌室①	(2)6におなじ		24
17	ダクト頭保温撤去	ススパイラル・グラスウール	12.00	m	12.000	洗灌室、洗灌室①	(2)7におなじ		24
18	ススパイラルダクト撤去	ダクト口径150	2.50	m	2.500	洗灌室①	9.5+2.5		26
19	ススパイラルダクト撤去	ダクト口径200	9.50	m	9.500	乾燥室	2.5		26
20	全熱交換ユニット撤去	風量300m³/h以下	1.00	台	1.000	乾燥室	乾燥室×1		26
21	換気扇撤去	250φ以下	1.00	個	1.000	乾燥室①	乾燥室①×1		26
22	パイプファン撤去	150φ以下	1.00	個	1.000	洗灌室①	洗灌室①×1		26
23	ファンコンベクター撤去	エレベント1.5m未満	2.00	台	2.000	乾燥室、洗灌室①	乾燥室×1、洗灌室①×1		25
24	ユニットヒーター撤去	ファンヒーター(6kw以下)準用	1.00	個	1.000	乾燥室①	乾燥室①×1		25
25	洗濯機パン撤去	トラップ付	4.00	組	4.000	洗灌室①	洗灌室①×4		24
IX	産業廃棄物処理								
(1)	産業廃棄物処理								
1	産業廃棄物処理		1.00	式	1.000		1式		

標準競争参加資格確認申請書作成要領

#5 隊舎内部改修工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出してください。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1部提出してください。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請してください。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20パーセント以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載してください。

- (1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。
建築一式又は管工事
- (2) 記載する工事は、平成19年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載してください。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）（13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）（19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28.3.31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付してください。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付する

ことができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て
ください。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載してください。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載してください。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、
当該企業体の名称と出資比率を記載してください。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれ
ぞれ簡潔に記載してください。
- (9) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に
○を付し、登録番号を記載してください。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術
者を記載してください。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支え
ないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置するこ
とができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申
請書の取下げを行ってください。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を
配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な
行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第
150号）（28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うこ
とがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165
号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予
定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。
この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は
不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載してください。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予
定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載してください。な
お、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載してください。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成13年度以降に完
成した工事の中から、代表的なものを記載してください。

- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付してください。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載してください。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載してください。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載してください。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載してください。
- (11) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載してください。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載してください。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載してください。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成してください。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載してください。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所

〒077-0015 北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地

陸上自衛隊留萌駐屯地 第346会計隊

- (2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）するものとし、電送によるものは受け付けません。

- (3) 提出期間

令和5年9月15日から令和5年9月26日午前8時15分から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意してください。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和5年10月1日までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和5年10月6日午後5時までに持参、郵送等により提出してください。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意してください。

書面の提出先

〒077-0015 北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地

陸上自衛隊留萌駐屯地 第346会計隊

- (3) 説明を求められたときは、令和5年10月10日までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

陸上自衛隊留萌駐屯地 第346会計隊 担当 小松

TEL 0164-42-2655 (内線746)

一般競争参加資格確認申請書

年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊留萌駐屯地

第346会計隊長 松島 聡 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和5年9月15日付けで入札公告のありました#5隊舎内部改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

注2) 4項は提出者のみ記載してください。

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工期	年 月～ 年 月
	受注形態	単体/JV(出資比率)
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：

会社名：_____

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

Blank area for technical observations on project management.

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

契約番号	
------	--

収 入 印 紙

建設工事請負契約書（案）

1 工 事 名

5 隊舎内部改修工事

2 工事場所

北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地 陸上自衛隊留萌駐屯地

3 工 期

令和 5年 月 日 から
令和 6年 3月 22日 まで

4 請負代金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約保証金 免 除

6 特約条項

陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」（陸幕会第1168号（30.12.14））付録第11「談合等の不正行為に関する特約条項」、付録第12「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」（陸幕会第901号（28.8.25）別冊第2）の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体の場合には、受注者は、共同企業体協定書によりこの契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 分任契約担当官
陸上自衛隊留萌駐屯地
第346会計隊長 松島 聡

受注者 住 所

会 社 名

代表者氏名